

第4章 総括

はじめに、八代城跡概略

八代城は、1619(元和5)年に織豊期八代城(現・麦島城跡)が地震で崩壊したことを受けて、徳川の津対岸の松江村に移転・再建された。

八代城は本丸を中心に、二の丸・三の丸・北の丸・出丸がめぐり、城下を包括する外堀として開削された前川と総構えの石垣で囲まれた平城である。

国立国会図書館が所蔵する『肥後国八代城廻絵図』(以下、八代城廻絵図)は、幕府が1644(正保元)年に各藩に命じて作成させた城郭と城下町の絵図である『正保城廻図』(63箇所)の城廻絵図が現存)のひとつであり、城郭建造物の様相や石垣の高さ、堀の深さ等軍事機密までも克明に記されている。各藩はすみやかに絵図を作成し提出しており、それ故に八代城廻絵図は往時の八代城を詳細に知ることができる資料である。

八代城廻絵図には、総構えの外から城下町に入り、城下から大手口を抜けて三の丸へ入り、三の丸から二の丸、二の丸から欄干橋を渡り本丸柵形の高麗門に至る登城路までも朱線で明記している。同様に、城下から北の丸や出丸、三の丸、二の丸の各郭の搦手口に至る経路も朱線で示しており、興味深い。ただし、同絵図では城内の建造物が白壁で表現されているが、一般財団法人松井文庫が所蔵する『二階櫓眺望之図』では城内の建造物は全て黒色の下身板張りとして描かれている。戦後まで保存されていた本丸御殿の大書院も下身板張りであり、城内の建造物は八代城廻絵図と異なり実際には下身板張りであった。

さて、八代城廻絵図では、今回発掘調査を実施した二の丸についても詳細に描写されており、東面石垣の高さは「水ヨリ上3間、長さ一目七十四間」と記されている。



Fig.43 国立国会図書館所蔵『肥後国八代城廻絵図』

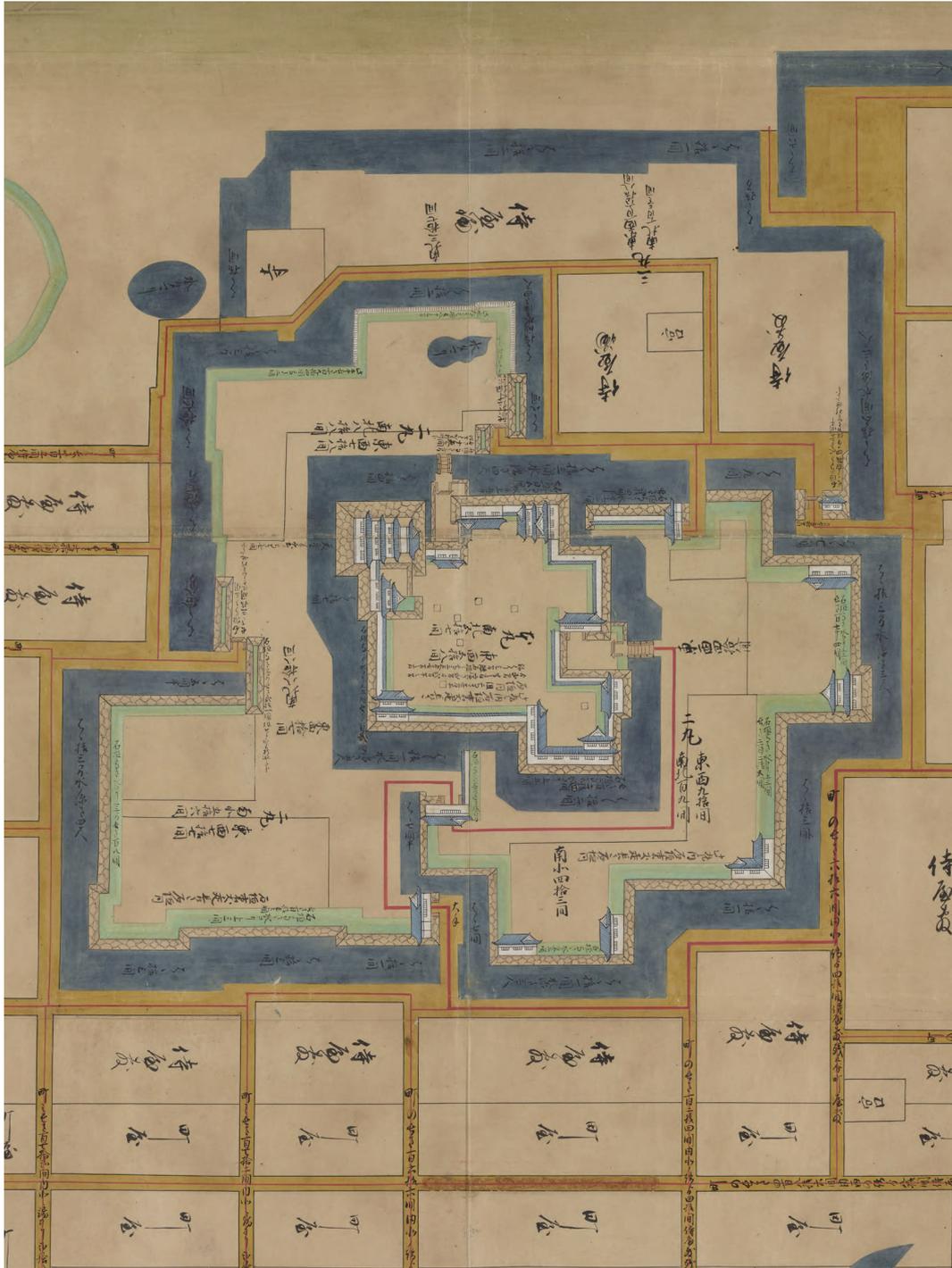


Fig.44 国立国会図書館所蔵『肥後国八代城廻絵図』 八代城部分

明治維新を迎え、八代城は1870(明治3)年に廃城となった。翌4年に城跡は陸軍用地となり、同年末には八代県が設置されて本丸跡に八代県庁が設けられた。1873(明治6)年には本丸跡の大書院中に代陽小学校の前身である代城校が設置された。

1884(明治17)年、本丸跡に懐良親王を祀る官幣中社・八代宮が設置されて神霊鎮座の大祭が執り行われた。本丸跡に残されていた大書院は、1939(昭和14)年に二の丸跡に移築され、1959(昭和34)年に二の丸南側に再移築されていたが、1986(昭和61)年2月に火災で焼失した。

北の丸跡には、1881(明治14)年に松井神社が建てられた。二の丸跡には1948(昭和23)年に八代総合病院(現熊本総合病院)が開院、1972(同47)年に八代市役所が移転し、1973(昭和48)年には市役所北側に熊本県八代総合事務所が移転した(後に市内長田町に移転)。

1948(昭和23)年にGHQが撮影した航空写真を見ると、本丸をめぐる堀はまだ廃城時の姿を残しており、北の丸をめぐる堀もまだ埋め戻されていない。二の丸には八代市役所が移転する以前に立地していた熊本県立八代高校が確認できる。今回の発掘調査箇所は当時の八代高校の校内であり、校舎とグラウンドの境界部分に該当する(写真の緑色部分、赤線で囲まれた範囲が国史跡の範囲)。

また、城下の町割も良好に保存されていることが確認でき、江戸時代の八代城を中心とした城下町の姿を俯瞰することができる。



Fig.45 昭和23年の八代城跡周辺状況(国土地理院所蔵、GHQ撮影航空写真、一部加筆)

1. 八代城跡の調査研究略史

これまで八代城跡の範囲内において、さまざまな調査が実施されてきた。上下水道管理設や八代総合病院(現・熊本総合病院)増築等の各種開発に伴う調査(立会調査含む)に加え、昭和50年代に行われた本丸跡石垣の修復や熊本地震で崩壊した本丸石垣の保存修復に伴う調査、国史跡指定手続に関連する北の丸の調査がある。

本校執筆時点で調査報告書が刊行されているのは、熊本地震で崩壊した石垣の保存修復に関する調査と、国史跡指定に関連する北の丸の確認調査、そして二の丸におけるマンション建設に伴う調査等、一部にとどまる。

それでも、上記の調査によって、八代城跡を構成する各郭の様相や各遺構-石垣、礎石建物、井戸跡-の構造の一端が少しずつ明らかとなってきている。

(1) 本丸における調査

神社関係の建築工事に伴い、本丸の井戸跡が検出された。そのため建設位置が変更となり、井戸跡は整備が行われて見学できるようになっている。この他にも八代市相撲場整備や直会殿建設に伴う調査が行われてきた。現時点で報告書は未刊行である。神社敷地内においては、随時上下水道管理設・更新等に伴う立会調査が行われてきた。2003(平成15)年には、本丸内に所在する八代宮の宝器庫建設に先立ち、確認調査を実施した。本丸御殿の礎石が出土したが宝器庫建設に伴う掘削が遺構に及ぶことはなく、現地保存されている(八代市教育委員会 2007)。

上記の調査等により、現存する各種絵図面との比較検討がなされ、本丸の建造物・構造物のおおまかな位置が推測できるようになっている。

なお、昭和50年代に、熊本県によって本丸石垣の一部について修復工事が実施され、石垣の修復前に発掘調査が実施され、本丸石垣の構造の一端が明らかとなっている(八代市教育委員会 1975・1980・1981・1982)。

熊本地震で本丸の廊下橋門石垣の一部が崩壊したため、2016(平成28)年から2018(同30)年3月にかけて保存修復を実施した。その一環として廊下橋門石垣の構造を解明するため石垣の一部解体を含む発掘調査を実施した(八代市・八代市教育委員会 2018)。この調査により、本丸石垣の構造が明らかになるとともに、廊下橋門石垣が江戸時代中に修復、積み直されていることが判明した。

(2) 二の丸における調査

本稿執筆時点において、二の丸北側には八代市役所の仮設庁舎が立地している。当該地はかつて熊本県八代総合庁舎が立地しており、その建設に際して発掘調査が実施されているが、詳細な調査記録は確認できない。後に八代総合庁舎は市内西片町に移設され、当該敷地を八代市が取得するに先立ち、2002(平成14)年に市が確認調査を実施した。その結果、二の丸石垣を検出し、その調査成果は今回の調査に活用された。

1980(昭和55)年、二の丸南東に所在する八代総合病院(現熊本総合病院)の病棟増築等に伴い、発掘調査が実施された(以下、第1次調査)。調査は工事着手後に始まったため一部の遺構が記録保存されることなく失われたが、二の丸石垣の構造の一端が解明される等、後の調査につながる成果を得ることができた(健康保険八代総合病院 1981)。なお、現在、現地は熊本総合病院の駐車場敷地となっており、敷地南側に第1次調査で確認された二の丸南端の石垣の一部が現地保存されている。

2017～2019(平成29～30)年にかけて、二の丸南端においてマンション建設に伴う発掘調査が行われた(以下、第2次調査)。事業計画策定に伴う事前の確認調査で二の丸南端の石垣を検出したが、石垣を現地保存するために計画変更が為された。その後、マンション建設部分について、文化財保護法第92条の規定に基づき民間調査会社によって発掘調査が実施され、初めて二ノ丸郭内の様相の一端が明らかになった(大栄産業(株)・(株)有明測量開発社 2019)。

本稿記載のとおり、熊本地震で八代市役所本庁舎が被災し、庁舎を建て直すこととなったため、2019(平成31)年に発掘調査を実施した(以下、第3次調査)。

(3) 三の丸における調査

三の丸における調査事例は少ない。1970(昭和54)年頃、八代市立武道館建設に伴い、三の丸石垣が出土したが、詳細な調査記録は確認できない。現地には、石垣の出土位置を示す石柱が設けられている。

1987(昭和62)年、三の丸の永御蔵跡における店舗建設に伴い、発掘調査が実施された。永御蔵に所在した井戸跡等の各遺構が検出され、三の丸及び永御蔵の構造等の一端が明らかとなった(八代市文化財保護委員会永御蔵発掘調査団・(株)九州文化財研究所 2014)。

(4) 北の丸における調査

2007・2008(平成9・10)年に、旧建設省の導水管整備に伴い、北の丸の発掘調査が実施された。報告書は未刊行であるが北の丸の井戸跡等が検出され、出土地点に陶板が設置されている。

2004(平成16)年に北の丸に所在する松井神社境内において、確認調査を実施した。当該地には細川三斎(忠興)が整備したと伝えられる庭園跡があり、築造時の池の石組みと推測される遺構や、設けられていた数寄屋の礎石や土間跡等が検出された(八代市教育委員会 2006・2013)。

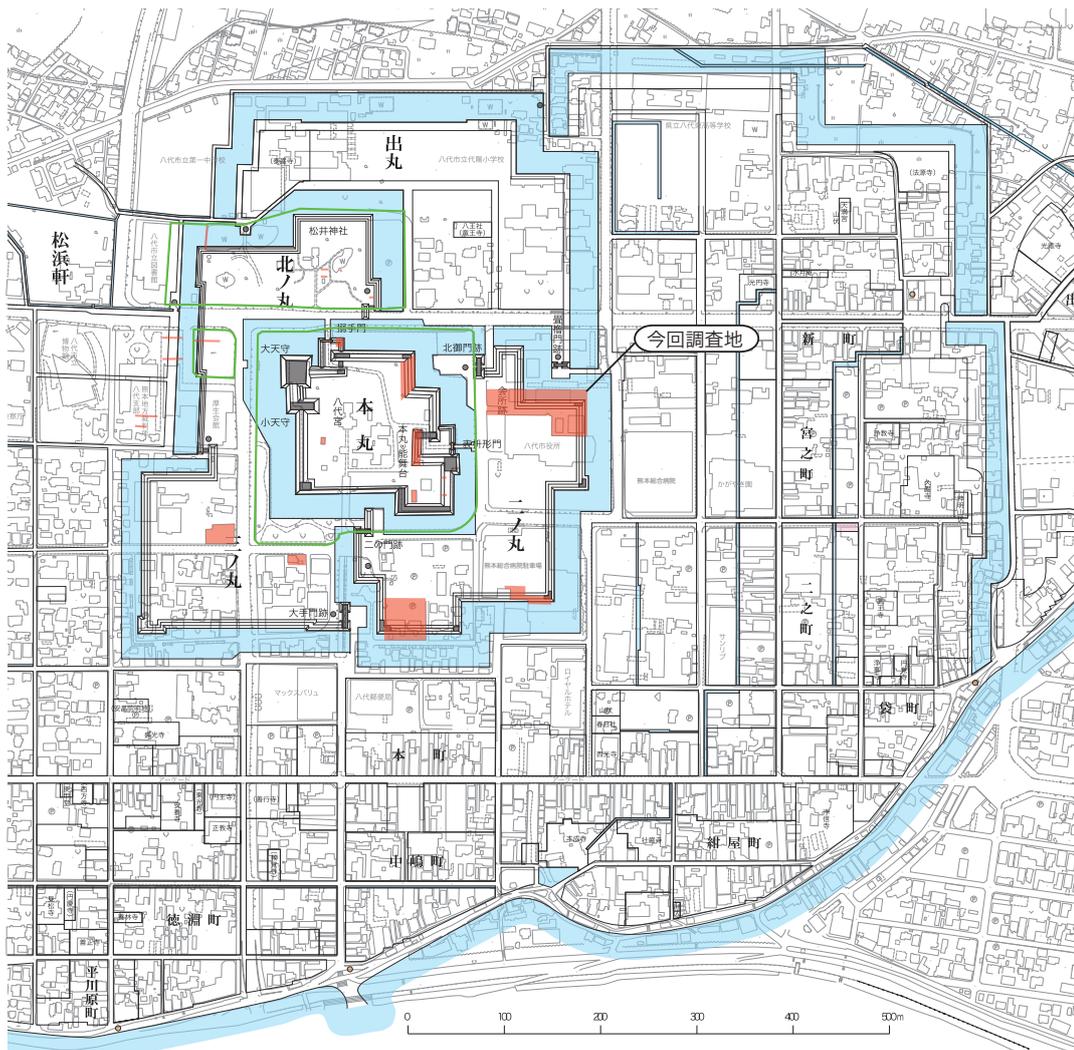


Fig.46 八代城縄張図(赤色部分は発掘調査箇所、緑線部分は国史跡の範囲)

同年、八代市厚生会館芝生広場において確認調査を実施し、北の丸西面の石垣と堀跡を検出した。石垣はほぼ天端まで保存されており、往時の姿を確認することができた(八代市教育委員会 2006・2013)。

北の丸の確認調査で得られた調査成果等に基づき、2014(平成26)年3月に八代城跡のうち本丸及び北の丸の一部が国史跡「八代城跡群 古麓城跡 麦島城跡 八代城跡」に指定された。

なお、本稿執筆時点において北の丸堀跡の確認調査を実施しており、北の丸北面石垣の一部と堀跡を検出している。

2. 今回の調査成果

今回発掘調査を実施した箇所は、八代城跡二の丸に該当する。二の丸は本丸の東から南にかけて平面L字型を呈する郭であり、会所や教衛場、伝習堂等の公的施設が設けられていた地域である。

本稿執筆時点で、二の丸の北側には八代市役所仮設庁舎が設けられており、同南側には熊本総合病院の駐車場やビル、診療所や住宅、マンション等の施設が所在する。

二の丸南東に所在する熊本総合病院駐車場の南端には現在でも石垣の一部が保存されており、往時を忍ぶことができる。また、マンション建設に先立つ確認調査で出土した石垣も、当該敷地内で現地保存されている。石垣以外にも、熊本総合病院駐車場西側に広がる空地(市役所仮設駐車場)には二の丸内の礎石建物が埋設保存されている。

本項では、先項で述べた従来の調査成果等も踏まえて、今次の調査成果について考察を行うこととする。

(1) 二の丸石垣

発掘調査によって二の丸石垣の構造を詳細に明らかにしたのは、第1次調査と今回の第3次調査である。

第1次調査では、二の丸石垣の断面を確認する機会を得られている。報告書を概観すると、検出された石垣裏面の裏込めは丸礫が主体となっており、幅約1.5m程度を測り、石垣下端でやや櫛状に背面の盛土部に貫入している様子がうかがえる。石垣の「土居」(石垣背面の盛土)は、黄褐色土と灰色粘土をベースに砂や小礫を突き固めたものであったと記されている。

また、石垣根石設置時の地盤改良に伴うと考えられる桎製の^{どぎ}土木が検出されている(健康保険八代総合病院 1981)。同様に、一部の石垣の前面に石列が検出されている。当時、石列の機能について「①旧石垣の根石説」、「②石垣の二段基礎(捨て基礎)説」、「③①と②の折衷説」、「④石垣の犬走り説」が提起されたが、今回の第3次調査の成果も踏まえて、^{どぎ}土木と石列について再検討が必要である。

今回の第3次調査では、二の丸石垣の北面及び東面を検出した。第3章で述べたように、石垣は石灰岩の自然石または粗割した石材を用いた野面積みで築かれており、第1次調査で検出された石垣や現存する二の丸石垣、本丸及び北の丸の石垣、あるいは先代の八代城である麦島城の石垣と様相は同じである。検出された石垣の上部は後世に削平されてお

り本来の高さは不明であるが、熊本総合病院駐車場南側に保存されている石垣や第1次調査の成果と比較すると、堀底から約4m程度の高さを有していたと考えられる。この高さは、熊本地震で被災した本丸の廊下橋門石垣(高さ約5.5m)と比してやや低い。

SW01の背面に設定したトレンチの観察では、石垣の裏込めは丸礫が主体となって構築されており、幅約1.5mを測る。石垣背面の盛土部分は、石垣上部の大半が失われていたために郭内の盛土造成箇所と一体となった部分で確認せざるを得なかった。石垣背面から郭内に至る範囲の盛土は粘性がやや強くて締まりを有するものの、土砂を突き固めたり版築と確認できるような痕跡は全くうかがえず、第1次調査で確認されている俵状の痕跡も確認できなかった。したがって、石垣背面の盛土は、第1次調査箇所と第3次調査箇所の様相を明らかに異にする。

検出された石垣のうちSW03は、庁舎の配置計画上現地保存が適わなかったために止むを得ず解体し、二の丸石垣の構造を確認することとなった。

第3章で述べたように、SW03にはマツ及びタブノキ、サカキの杭木と胴木4本が布設されている箇所が存在した。杭木と胴木の施工範囲は重なることから、両者は一体となって機能する構造物である可能性が高い。

胴木は石垣が沈下することを防止するために布設されるものであるが、SW03では胴木が布設されていない区間も存在する。加えて、1号及び2号胴木上にほとんど根石は乗っておらず、粗雑な施工であったことがうかがえる。

また、杭木はSW01の一部にも穿たれていたが、施工されている範囲の石垣は石材を縦に据え置く等石材の積み方が雑で、石材間にも丸礫等の間詰めが多用され、石垣の傾斜角度も他の部分と比して歪であり、後世に一旦解体されて積み直された箇所であることが確認できる。SW03も杭木が穿たれている範囲は石垣の積み直しラインを読み取ることができ、後世に積み直された箇所であると確定できる。

したがって、今回検出された二の丸石垣のうち杭木が確認された範囲は、いずれも築城後に一旦解体・積み直しを経ている箇所であると推測される。同様に、SW03の根石下で検出された胴木も、石垣の解体積み直しに伴うものと考えられる。

なお、第1次調査で検出された石垣のうち前面に石列が布設されている部分も報告書の立面図及び平面図を検討してみると、石垣の積み直しラインを確認することができる。故に、第1次調査で検出された石列も石垣の積み直しに際して新たに設けられた石垣補強を目的として設けられたものと見做すことができる。

第1次調査で検出された^{どぎ}土木が検出された箇所は脆弱な砂層であったことから、^{どぎ}土木も石列同様に、石垣の積み直しに際して地盤を改良することを目的として新たに布設されたものと判断するのが妥当であろう。

2回の調査成果を踏まえると、二の丸石垣は築城後の積み直しに伴って補強を図るため、胴木及び杭木、石列や^{どぎ}土木を新たに布設したと考えられる。

(2) 二の丸堀跡

北面石垣(SW01・02)の調査に伴い、二の丸北側を東西に延びる堀跡の一部を検出した。堀跡内の堆積物は大半が近現代の石垣破却時の埋土であり、築城以来の堆積土はわずかで

あった。

堀底は現存する本丸の堀底同様に丸礫層であり、湧水が著しい。堀の堆積土及び埋土から堀本来の水面高を推測することは困難であるが、本項執筆時点で実施している北の丸堀跡の確認調査で検出した堀の湧水の満水時の水面高は現在の本丸堀の水面高とほぼ同じであることを鑑みるに、二の丸北面石垣に面した堀の水面高も同一であると推測される。

また、検出幅が狭く断定しづらいが、堀底は堀中央部から石垣に向かって傾斜している様相がうかがえる。

執筆時点において実施している北の丸堀跡の確認調査によると、北の丸堀跡は石垣側から堀中央部にかけて緩やかに傾斜する断面U字型を呈しているようだが、当該堀跡は戦後に浚渫されているため、堀の構造・形態が築城時のまま保存されているか、不明である。同様に、二の丸北面石垣に面した堀跡も、築城時あるいは江戸時代の構造を保っているか不明であり、今後の詳細な調査・研究が待たれる。

(3) 郭内の状況

第3次調査が実施された八代市役所本庁舎敷地内は、八代高等学校や熊本県八代総合庁舎、八代市役所庁舎建設に伴い削平され、郭上半は完全に失われている。そのため、第3次調査では、礎石建物跡や溝跡等の遺構を検出することはできず、石垣背面を含む築城時の盛土造成を確認するにとどまった。

なお、第1次調査が行われた箇所は二の丸内に設けられた馬屋跡に該当し、第1次調査の際に1間1.5mを測る1間×2間の建物跡が検出されており、柱穴内には扁平な石灰岩が根石として配置されていた。他にも複数の土壇や溝状遺構が検出されている。

また、第2次調査が実施された箇所は、一般財団法人松井文庫所蔵『八代町図』や同『八代城郭図』において「松井角左衛門」と記されている。松井角左衛門は松井家の主席家老であった竹田定矩であり、当地には代々竹田家の屋敷が設けられていた。当地は江戸期における建物の建て替え等によって攪乱を受けており建物の配置等を確認することはできなかったが、二の丸南面石垣に伴う遺構や井戸跡等が検出されており、二の丸郭内の土地利用の一端が考古学的にも明らかとなっている。

3. 石垣に現れた各郭の階層性について

八代城跡に限らず、織豊系城郭を祖とした近世城郭は、本丸を中心に、二の丸、三の丸等他の郭との間において階層性を有し、本丸への求心性を体現していることは周知のとおりである。

八代城跡については、大天守・本丸を中心とする郭の階層性が石垣の高さにも反映され、石垣高が城内の求心性を当然体現していることを、かつて小論で述べたことがある(山内2019)。その際は主に石垣の高さに着目して論を展開したが、今回の二の丸の発掘調査により石垣の構築技法を確認することができたので、改めて述べたい。

(1) 本丸石垣の構造

本丸の石垣は、大天守台石垣が約15m、月見櫓台石垣が約10m、高麗門及び廊下橋門石垣が約6mの高さを有している。根石から天端にかけて緩やかに傾斜しており、いわゆ

る「扇の勾配」のように石垣の高さとともに傾斜角度が強くなり、堀の水面付近では石垣の傾斜角度はゆるやかとなり、石垣天端部分はほぼ垂直を呈する。熊本地震で崩壊して保存修復を実施した本丸廊下橋門石垣隅角部の傾斜角度は、 68.3° を測る。

一部の築石が後世の修復時に置換されているが、基本的に隅角部以外は自然石または粗割した石灰岩を用いた野面積み石垣である。江戸時代に数度の修復履歴を有しており、宝形櫓台石垣や月見櫓台石垣から小天守台石垣に至る範囲で、築城時～第4回の修復までの変遷を観察することができる。

昭和50年代の石垣修復や平成28年熊本地震の被災に伴う廊下橋門石垣の保存修復により、本丸石垣の構造が明らかとなっている。石垣の裏込めは丸礫を主体としており、排水力を高めるために櫛状に配置されている。

また、廊下橋門石垣は築城後に解体積み直しが行われた箇所であるが、根石直下に胴木や杭木は確認されておらず、本丸石垣は修復に際してもそれらの構造物は布設されなかったと考えられる。

(2) 北の丸石垣の構造

北の丸石垣の背面構造等は不明である。北の丸石垣は完成することなく明治の廃城を迎えた。北の丸石垣のうち北面石垣は完成することがなかったが、東面石垣は天端まで築造されており、高さを確認することができる。北の丸東面石垣の高さは現況GLから約5mを測る。本稿執筆時点において実施している北の丸堀跡の確認調査において、北の丸堀跡の堀底が検出されている。堀底は現況GL-1.8m程度を測ることから、北丸東面石垣は堀底からおおむね約7m程度を測る。本稿執筆時に確認調査を行っている北の丸北面石垣の傾斜角度は、堀底を起点として 72.9° を測る。

同様に、北の丸北面石垣の確認調査の成果から、北面石垣は堀底から約2.5m程度の高さを有することが確認されている。

北の丸石垣の背面構造は不明であるが、堀底からの石垣の高さ等から本丸石垣同様の構造が踏襲されているものと推察される。

(3) 二の丸石垣の構造

二の丸石垣の高さは、第1次調査と今回の第3次調査に基づくと、堀底から約4m程度の高さで概ね $60 \sim 70^\circ$ の傾斜を呈する。石垣背面は根石付近の裏込めが櫛状を呈しているが、概して本丸石垣の裏込めほど技巧的ではなく、石垣下部に限定されるようである。

また、石垣の高さが本丸に比して低いにもかかわらず、修復・積み直し時に石垣根石直下に胴木を布設したり背面の盛土部分に土木^{どぎ}を布設している。併せて、積み直した石垣の前面には杭木を穿ったり、石列を配して石垣の強度を増している。このことから、二の丸の立地する箇所は本丸と比して地盤の軟弱さが際立ち、それに対応した修復・積み直し時の石垣構築技術を採用していることが窺える。

(4) 三の丸石垣の構造

三の丸石垣は、廃城直後から戦前にかけての地上部分が失われてしまった。その後埋設

されていた石垣下部も戦後以降の各種開発によって失われ、その全容を明らかにすることは不可能である。近世城郭の構造上、二の丸同様の規模、構造であったと推察される。

(5) 石垣が示す八代城内の階層構造

織豊系城郭の登場以来、八代城跡をはじめとする諸城は天守を抱く本丸を中心として各郭が階層構造を有している。

かつて、八代城跡の石垣が郭間の階層性を体現していると述べた(山内 2019)。本丸御殿等に代表されるように城主(城代)が居住するとともに領内統治に関する最高意思決定機関が置かれた本丸は公私が同居する郭空間である。北の丸は隠居した前城主が居住したりお茶を楽しむために数寄屋が設けられており、元々私的人格の強い郭空間である。他方、二の丸は会所や伝習堂、教衛場等領内統治に必要な各種行政執行機関や教育機関が設置・集約されるとともに、二の丸南端には有力家臣の屋敷が広がっており、公的な郭郭と見做すことができる。その周囲には家臣団が集住した三の丸が広がっていた。

このような郭毎の機能と石垣の高さや精緻さ、工法・技法には相関関係があり、石垣の高さ・構造が郭の機能とそこに集う者達の地位を反映していると考えられる。

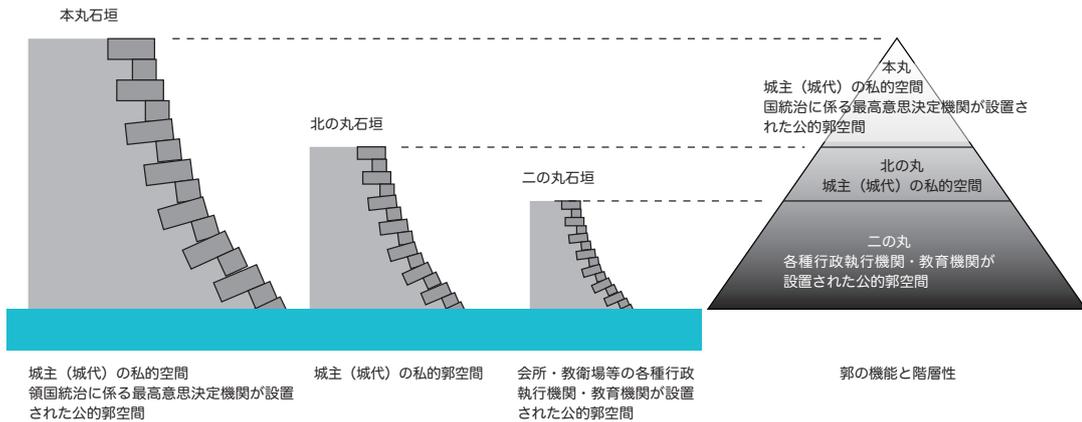


Fig.47 石垣構造と城内階層性のモデル図

4. 八代城跡二の丸における家紋瓦について—家紋瓦に現れた八代城主—

(1) 家紋瓦とは

家紋瓦とは、軒丸瓦や軒平瓦、鳥衾等の瓦当に家紋があしらわれた瓦である。近世城郭の基となった織豊系城郭において登場した瓦の紋様であるが、織豊系城郭の祖である安土城には家紋瓦が存在しない。安土城の軒丸瓦の大半は巴紋であり、凹面に金箔があしらわれた金箔瓦も存在する。織田信長の跡を継いだ豊臣秀吉が築城した大坂城や聚楽第に秀吉の家紋である桐紋があしらわれるようになり、次第に各城郭において城主の家紋瓦があしらわれるようになっていった。

肥後国における家紋瓦の登場は明らかにし難いが、九州最古の織豊系城郭の一つである麦島城跡の発掘調査では築城者である小西行長の家紋瓦は確認されていない。ただし、麦島城跡は関ヶ原の戦い後に加藤清正の支城となり本丸の縄張が変更・改修された際に、加藤清正及び城代加藤正方の家紋瓦が葺かれるようになり、発掘調査で出土している。

したがって、肥後国内では少なくとも1600(慶長5)年の関ヶ原の戦い後に家紋瓦が採用され、普及していったと考えられる。

なお、通常、城主の交代を契機に、建造物の改修や増改築、新築に際して新たな城主の家紋瓦に葺き替えられていくと考えられている。

(2) 熊本城跡で出土した家紋瓦について

周知のとおり、熊本城は加藤清正が築城し、嫡男・忠広によって拡張・改修が為された城郭である。加藤氏改易後に肥後熊本に入国した細川氏は、加藤清正に対する畏怖の念もあって加藤氏の家紋瓦を残置し、建替えや修復に際して自らの家紋瓦を採用していったため、現在でも城内の宇土櫓をはじめとする重要文化財の櫓群の屋根には加藤氏の家紋である桔梗紋軒丸瓦が葺かれている。そのため、加藤氏よりも在城期間の長い細川氏の家紋瓦は相対的に少ない。

通常、原則として、城主の交代によって機を捉えて次第に家紋瓦は葺き替えられていくと考えられる。先述のとおり、小西行長が築城した麦島城跡は、関ヶ原の戦い後に加藤清正の支城となったため、家紋瓦が全て加藤家の家紋・桔梗紋に葺き替えられている。それ以外の家紋瓦は豊臣秀吉の桐紋と城代加藤正方の家紋・酢漿草紋のみであり、小西行長に由来する家紋瓦等は確認されていない。小西行長の本城であった宇土城跡も同様であり、熊本城跡における加藤氏の家紋瓦は異質な存在である。

(3) 八代城跡出土家紋瓦が示す城主

今回の第3次調査で出土した遺物のうち瓦類は、八代城廃城後に破却された城郭建造物に葺かれていた瓦である。出土資料1,031点のうち、軒丸瓦は72点、鳥衾瓦は3点、そのうち家紋を有する軒丸瓦は45点、家紋を有する鳥衾瓦は2点であり、全て九曜紋であった。九曜紋は、肥後国熊本藩主である細川氏の家紋瓦である。

八代城は織豊期八代城(麦島城跡)が1619(元和5)年の地震で被災した後に加藤忠広によって移転・再建された。再建された八代城は、前代の麦島城の縄張を踏襲するだけではなく、石垣の石材や建造物の部材を再利用したと考えられており、基本構造は小西が築城した城郭の構造を踏襲していたと考えられている。その点において、八代城は熊本城と異なり加藤氏築城の城郭ではなく、加藤氏が前任者(小西行長)から引き継いだ城郭と見做すことができよう。加藤家改易・細川氏の肥後入国後は、熊本城同様に細川氏の支城として継承された城郭である。

八代城の建造物は残されておらず家紋瓦の使用については不明な点が多いが、現在に至るまで城内における発掘調査で出土した家紋瓦の大半は細川家の家紋・九曜紋があらわれており、桔梗紋や酢漿草紋は管見に触れない。同様に、細川三斎(忠興)死去後に入城した松井家の三笹紋も確認できない。

また、今回検出された石垣は積み直しが行われており、石垣上の建造物も改修が行われた可能性が高い。しかし、検出された軒丸瓦・軒平瓦に三笹紋は確認できなかった。同様に、平成28年熊本地震で崩壊した本丸廊下橋も石垣も後世に積み直しが行われており、堀跡からは石垣上に設けられていた塀のものと推定される部材も検出されているが、三笹紋が

あしらわれた家紋瓦は確認されなかった。

本丸や二の丸、北の丸に所在する櫓群や城郭建造物の屋根に葺かれる軒瓦の大半は、往時の城主を示す家紋瓦であることから、八代城内で出土する九曜紋軒丸瓦の存在は、当然のことであるが、肥後熊本藩主であり熊本城主である細川氏が八代城の城主でもあったことを体現していると考えられる。

参考文献・資料

- 芦北町教育委員会 2004 『佐敷城跡』 芦北町文化財調査報告第2集
- 阿蘇品保夫他 2003 『熊本県歴史叢書3 乱世を駆けた武士たち』 熊本日日新聞社
- 安藤保他 2003 『熊本県歴史叢書4 藩政下の傑物と民衆』 熊本日日新聞社
- 猪飼隆明他 2003 「細川藩の終焉と明治の熊本」『熊本歴史叢書5』 熊本日日新聞社
- 稲葉継陽・吉村豊雄・青木勝士・鶴島俊彦 2003 「戦国大名領国の地域史的研究」『熊本大学社会文化研究1』
- 2004 「戦国大名領国の地域史的研究」『熊本大学社会文化研究2』
- 大山智美 2003 「戦国期島津氏の「領域」支配～天草・八代を中心に～」『古麓能寺遺跡・古麓城下遺跡』 熊本県文化財調査報告第216集
- 岡寺良 2011 「九州地方における織豊系城郭の支城-慶長～元和期における筑前・筑後・肥前地域を事例に-」『織豊系城郭の支城』 織豊期城郭研究会 2011年度彦根研究集会資料集 織豊期城郭研究会
- 2012 「九州地方における織豊系城郭の支城-慶長～元和期における筑前・筑後・肥前地域を事例に-」『織豊城郭』第12号 織豊期城郭研究会
- 加藤理文 2003 「石垣の出現と展開」『日本考古学協会 2003年度滋賀大会研究発表要旨集』 日本考古学協会
- 2012 『織豊権力と城郭-瓦と石垣の考古学-』 高志書院
- 上高原聡 2010 「加藤領肥後一国統治期の支城体制について-一国二城体制の考察-」『熊本史学』 熊本史学会
- 木島孝之 2001 『城郭の縄張構造と大名権力』 九州大学出版会
- 北垣聰一郎 1987 『石垣普請』 法政大学出版会
- 熊本県立美術館 2017 『震災と復興のメモリ@熊本 歴史にみる地震の爪痕と、復興を目指す人々のあゆみ』
- 熊本市教育委員会 1999 『特別史跡 熊本城跡 西出丸(奉行所跡) 二の丸御門跡 南大手門跡・南坂石垣保存修理工事・発掘調査報告書』
- 熊本城総合事務所・熊本城調査研究センター 2018 『特別史跡熊本城跡 平成28年熊本地震被害調査報告書』
- 熊本県教育委員会 1978 『熊本の中世城郭』 熊本県文化財調査報告第30集
- 1995 『松岡屋敷跡 平山瓦窯跡』 熊本県文化財調査報告第150集
- 2003 『古麓能寺遺跡・古麓城下遺跡』 熊本県文化財調査報告第216集
- 2005 『古麓城跡 九州新幹線新八代・西鹿兒島間建設工事に伴う埋蔵文化財調査』 熊本県文化財調査報告第227集
- 熊本大学教育学部 1998 『舩田文書と八代荘小熊野村の現況調査』 熊本大学教育学部日本史研究室調査報告書第1集
- 日本史研究室
- 健康保険八代総合病院 1981 『八代城跡』
- 高正龍 2004 「軒瓦に現れた文字-朝鮮時代銘文瓦の系譜-」『古代文化』第56巻第11号、財団法人古代学協会
- 佐賀市教育委員会 2019 『佐賀城跡VI-西堀の調査・整備-』 佐賀市埋蔵文化財調査報告書第125集
- 織豊期城郭研究会 2011 『織豊系城郭の支城』 織豊期城郭研究会 2011年度彦根研究集会資料集 織豊期城郭研究会
- 2012a 『織豊系城郭の陣城』 織豊期城郭研究会 2012年度鳥取研究集会資料集 織豊期城郭研究会
- 2012b 『織豊城郭』第12号
- 2018 『続 織豊期城郭研究の新視点 付 織豊期城郭資料集成4』
- 2019 『戦国・織豊期城郭の石垣(戦国・織豊期城郭等石垣基準資料集成)』 織豊期城郭資料集成5
- 白峰旬 1998 『日本近世城郭史の研究』 校倉書房
- 2003 『豊臣の城・徳川の城-戦争・政治と城郭-』 校倉書房
- 鈴木喬編 1980 『熊本の神社と寺院-熊本の風土とところ第2集』 熊本日日新聞社
- 千田嘉博 2000 『織豊系城郭の形成』 東京大学出版会
- 千田嘉博・小島道裕編 2002 『天下統一と城』 塙書房
- 大栄産業株式会社・(株)有明測量開発社 2019 『八代城跡-建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査-』
- 大名墓研究会編 2011 『大名墓研究会』第2号
- 高瀬哲郎 1994 「九州における近世城郭の石垣について」『熊本大学考古学研修室創設20周年記念論集』 龍田考古学会
- 1995 「名護屋城の築城と改修について」『研究紀要』第1集 佐賀県立名護屋城博物館
- 1996 「九州における近世城郭の石垣について(その2)」『研究紀要』第2集 佐賀県立名護屋城博物館
- 1997 「九州における近世城郭の石垣について(その3)」『研究紀要』第2集 佐賀県立名護屋城博物館

高野茂	1993	『中世の八代 資料編』
	2003a	「肥後中世の終焉と近世の嵐」『夜豆志呂』140号、八代史談会
	2003b	「戦国時代の肥後の様相～大友氏・相良氏・島津氏」『熊本歴史叢書3』熊日出版
鶴島俊彦	2000	「中世八代の城郭と城下」『南九州城郭研究』第2号 南九州城郭研究会
	2004	「中世八代城下の構造」『港湾都市と対外交渉 中世都市研究10』中世都市研究会、新人物往来社
	2005a	「当知行と新城・公儀」『熊本大学社会文化研究』3 熊本大学大学院社会文化科学研究科
	2005b	「戦国相良氏の八代支配と城郭形成」『ひとよし歴史研究』第8号 人吉市教育委員会・人吉市文化財保護委員会
鶴田倉造	1993	「小西行長、文禄慶長の役関係日表」『宇土市史研究』14号、宇土市史研究会・宇土市教育委員会
富田紘一編	2008	『定本 熊本城』郷土出版社
中井均	1994	「織豊系城郭の特質について」『織豊城郭』創刊号 織豊期城郭研究会
	1995	「滴水瓦に関する一考察-なぜ城郭建築に多く葺かれたか-」『織豊城郭』第2号 織豊期城郭研究会
	2002	「織豊系城郭の地域的伝播と近世城郭の成立」村田修三編『中世城郭研究論集』新人物往来社
	2003	「織豊期城郭調査10年の成果と展望」『織豊城郭』第10号 織豊期城郭研究会
中西義昌	2001	「北部九州に見る縄張と石垣の相関」『中世城郭研究』15
南関町教育委員会	2011	『南関城跡Ⅳ(鷹ノ原城跡)-付、南関御茶屋跡周辺遺跡-』南関町文化財調査報告第12集
日本考古学協会	2003a	『日本考古学協会2003年滋賀大会資料集』
	2003b	『日本考古学協会2003年度大会研究発表要旨』
花岡興史	2004	「近世初頭の城郭の普請と破却について-熊本県芦北町佐敷城を一素材として-」『佐敷城跡』芦北町教育委員会
	2019	「幕藩体制下における八代城-『一国一城令』による存続と地震による移転について-」『八代城跡保存修復報告書-平成28年熊本地震による被災と保存修復』八代市文化財調査報告書第49集
原田聡明・北野隆	2005a	「麦島城の格子窓について」『日本建築学会研究報告』
	2005b	「麦島城の狭間について」『日本建築学会研究報告』
	2006a	「麦島城跡出土の建物軸組について」『日本建築学会研究報告』
	2006b	「出土建築部材による麦島城櫓の復元について」『日本建築学会研究報告』
福原成雄	1995	「穴太衆石積みの歴史と技法」『藝術18』大阪芸術大学紀要
藤木久・伊藤正義編	2001	『城破りの考古学』吉川弘文館
文化庁文化財部記念物課	2010	『発掘調査のてびき-集落遺跡発掘編-』同成社
	2015	『石垣整備のてびき』同成社
美濃口紀子	2005	「織豊城郭における李朝瓦の移入と展開-佐敷城跡出土のいわゆる李朝系瓦を中心として-」『佐敷城跡』芦北町文化財調査報告第2集、芦北町教育委員会
美濃口・永井他編	2011	「春光寺松井家墓所の概要」『大名墓研究会』第2号、大名墓研究会
藁田田鶴男	1972	『八代市史』第3巻 八代市教育委員会
	1974	『八代市史』第4巻 八代市教育委員会
	1978	『八代市史』第5巻 八代市教育委員会
宮武正登	2003	「九州における織豊系城郭10年の現状と課題」『織豊城郭』第10号 織豊期城郭研究会
宮本正夫	1970	『八代地方史』
村田修三編	2002	『中世城郭研究論集』新人物往来社
森岡克行	2000	「城の石垣」『考古学による日本歴史6 戦争』雄山閣出版
森山恒雄	1990	『九州豊臣氏蔵入地の研究』吉川弘文館
	1998	「八代城の歴史」『八代城跡保存管理計画書』八代市・八代市教育委員会
	2001	「第1章 佐々・加藤氏の政治」『新熊本市史 通史編 近世Ⅰ』第3巻 新熊本市史編纂委員会
八代市	2018	『八代市歴史文化基本構想』
八代市・八代市教育委員会	1989	『八代城跡保存管理計画書』
	2018a	『史跡「八代城跡群 古麓城跡 麦島城跡 八代城跡」・名勝「旧熊本藩八代城主浜御茶屋(松浜軒)庭園」保存活用計画』
	2018b	『八代城跡保存修復報告書-平成28年熊本地震による被災と保存修復』八代市文化財調査報告書第49集
八代市教育委員会	1970～	『八代市史』第2～5巻
	1975	『八代城跡 復元工事報告書』
	1980	『八代城跡 復元工事報告書 第2回』

八代市教育委員会	1981	『八代城跡 石垣修復工事報告書 第3回』
	1982	『八代城跡 石垣修復工事に伴う発掘調査・工事報告書第4回』
	1989～	『八代市史 近世史料編 I～X及び索引編』
	2003a	『熊本県指定史跡 平山瓦窯跡 保存整備報告書』八代市文化財調査報告書第21集
	2003b	『東京大学史料編纂所蔵 八代日記』八代市文化財調査報告書第20集 資料編
	2005	『名勝 松濱軒』八代市文化財調査報告書第25集
	2006a	『古麓城跡・麦島城跡・八代城跡』八代市文化財調査報告書第29集
	2006b	『麦島城跡-都市計画道路建設に伴う発掘調査』八代市文化財調査報告書第30集
	2007	『八代市埋蔵文化財調査報告-平成15年度・16年度・17年度-』八代市文化財調査報告書第35集
	2010	『上日置女木遺跡-新八代駅周辺道路整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査-』八代市文化財調査報告書第42集
	2013	『八代城郭群-古麓城跡、麦島城跡、八代城跡、松濱軒、平山瓦窯跡-』八代市文化財調査報告書第45集
	2015	『球磨川はね-球磨川河川改修事業に伴う埋蔵文化財発掘調査-』八代市文化財調査報告書第46集
	2017	『西片稲村遺跡 西片下通丸遺跡 西片乙津遺跡-都市計画道路「西片西宮線」建設に伴う埋蔵文化財発掘調査-』八代市文化財調査報告書第47集
	2018	『八代干拓遺跡群調査報告書』八代市文化財調査報告書第48集
	2019	『有佐大塚古墳-古墳の現況確認を目的とする学術調査-』八代市文化財調査報告書第50集
八代市立博物館未来の森 ミュージアム編	1993	『八代市内主要社寺 歴史資料調査報告書1』
	1995	『松井家三代-文武に生きた人々』八代の歴史と文化V
	2002	『天草・島原の乱 徳川幕府を震撼させた120日』八代の歴史と文化12
	2007	『小西行長』八代の歴史と文化17
	2012	『入城400年記念 八代城主・加藤正方の遺産』八代の歴史と文化22
八代市文化財保護委員会 永御蔵発掘調査団 ・(株)九州文化財研究所	2014	『八代城跡-八代市指定史跡永御蔵跡- 店舗建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告』
山内淳司	2002a	「麦島城跡出土の瓦について」『織豊城郭』第9号 織豊期城郭研究会
	2002b	「麦島城跡」『月刊考古学ジャーナル10月増大号』ニュー・サイエンス社
	2002c	「麦島城跡発掘調査概要」『平成14年度九州考古学会発表資料集』九州考古学会
	2003a	「麦島城跡の発掘調査-九州における初期織豊系城郭の構造-」『日本考古学協会2003年度滋賀大会要旨集』日本考古学協会
	2003b	「熊本県八代市麦島城跡の調査と歴史的意義」『日本歴史』4月号 吉川弘文館
	2004a	「肥後における織豊系城郭研究の課題-近年の城跡調査と麦島城の調査から-」『熊本史学』83・84号
	2004b	「麦島城跡出土建築部材の調査」『平成16年度九州考古学会発表資料集』九州考古学会
	2007	「城郭の改修、移転と廃城・破却-肥後麦島城跡の調査を中心に-」『織豊城郭』第11号 織豊期城郭研究会
	2008	「麦島城 八代城」富田紘一編『定本 熊本城』郷土出版
	2010	「肥後南部における小西系城郭の構造-麦島城を素材として-」『肥後考古学会80周年記念大会資料集』肥後考古学会
	2019	「二の丸石垣の構造と、石垣に現れた郭の階層性」『八代城跡-建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査-』大栄産業(株)・(株)有明測量開発社
山崎信二	2008	『近世瓦の研究』同成社
山都町教育委員会	2012	『矢部城(愛籐寺城)測量調査報告書』山都町文化財調査報告書第3集
米康夫	2018	『重要文化財 十三重塔災害復旧工事報告書』
・(株)文化財保存計画協会		
羅東旭	2000	「南海倭城の滴水瓦」『倭城の研究』第4号
	2001	「慶尚左水營城址」釜山廣域市立博物館研究叢書第21冊
渡邊康祐	2008	「島津氏の肥後支配における城郭運用」『熊本史学』第89・90・91合併号 熊本史学会

付 論

木製品の保存処理

株式会社 葵文化
水 吉 優 子

1. はじめに

平成 28 年熊本地震により被災した八代市役所本庁舎の建て替えに先立ち、八代市は建設箇所部分（八代城二の丸部分）の記録保存を目的とし発掘調査を行った。

弊社はその際出土した杭木 26 点、その他木製品 24 点、計 50 点の保存処理業務委託を受け、トレハロース含浸処理法で保存処理を行っている。

処理対象遺物ならびに遺物に関するデータは表 1 に示すとおりである。

トレハロース含浸処理法とは、耐酸性や耐熱性に優れた糖質であるトレハロースを用いた含浸処理法である。トレハロース水溶液を木材内部まで浸透させ、液から取り上げた後、木材内部のトレハロースを結晶化させ、乾燥に伴う変形を抑制し形状の安定化を図る方法である。

これまで主として行われてきた PEG 含浸処理法に比べ

- ・トレハロースは低分子であり、木材内部に浸透しやすいので含浸期間の短縮が図れる
- ・カシ、クリ、クスノキといった PEG 含浸法では変形しやすい樹種に対しても変形リスクが少ない
- ・トレハロースの結晶は熱に強く高湿度下でも吸湿しにくいいため、処理後遺物の保管・管理がしやすい
- ・金属部分を含む複合品であっても金属部分が錆びない

といった強みがある。

出土木製品に含浸させたトレハロースを結晶化させる方法は①加熱法、②冷却法、③常温法などがある。今回は①の加熱法で保存処理を行う事とした。

加熱法ではまず低濃度のトレハロース水溶液に出土木製品を含浸し、トレハロースが溶解する温度に加温しつつ約 72% まで徐々にトレハロース濃度を上げる。

取り上げ後は常温に戻して木製品に含浸されたトレハロースを過飽和状態にし、風乾を続け余分な水分と熱を取り除きトレハロースの結晶化を促す。

十分に風乾した後、表面に付着しているトレハロースの結晶を高温スチームクリーナーで除去し、その後再度風乾する。

2. 出土木製品保存処理工程

八代城跡出土木製品の処理を行うにあたり立てた工程計画は以下のとおりである。

- ①処理前写真撮影
- ②洗浄・重量測定・推定含水率の算出・詳細観察
- ③不織布による養生
- ④金属イオン除去処理
- ⑤トレハロース含浸
- ⑥取り上げ・風乾
- ⑦表面処理
- ⑧処理後写真撮影

①処理前写真撮影

処理前の現状を記録するため写真撮影を行った。

②洗浄・重量測定・推定含水率の算出・詳細観察

洗浄は水を張った容器に木製品を入れ、筆・竹串等を使い泥や付着物を除去した。

その後、水中重量と空中重量を測定して推定含水率を算出し、遺物の腐食具合を推察する参考とした(表1)。

推定含水率が高いほど木製品を構成する成分が失われ、代わりに水分で占められている腐食の激しい状態を示す。故に含水率の高い(腐食の激しい)出土木製品が乾燥し水分が抜けると著しく収縮・変形する。

含水率の高いものほどトレハロースを高濃度まで含浸させ、含浸後に乾燥させる際にも、より注意深く観察する事が必要となってくる。

遺構 SW01(八代城跡二の丸の北面石垣のうち東西に延びる部分)から出土した杭木(杭木 No.01 ~ 13)は全てマツ属であり、推定含水率は 300 ~ 600%台であった。

遺構 SW03(八代城跡二の丸東面石垣)から出土した杭木(杭木 No.14 ~ 26)は 13 点中タブノキ 10 点、マツ属 2 点、サカキが 1 点であり、タブノキの推定含水率は 800 ~ 1000%とかなり高めであった(出土木製品では針葉樹に比べ広葉樹のほうが含水率が高く、腐食が進んでいる傾向がみられる)。

木製品 No.01 ~ 24 は遺構 SW01 第 3 層・第 4 層から出土している。樹種はモミ属 9 点、スギ 9 点、マツ属 3 点、タブノキ・ヒサカキ・ヤナギが各 1 点であり、推定含水率は 200%台のものから 900%台のものまで様々であった。

これらの中から杭木 No.03(マツ、推定含水率 375.8%)、杭木 No.19 ②(タブノキ、推定含水率 1088.3%)、木製品 No.04 下駄(タブノキ、推定含水率 664.6%)、木製品 No.07 独楽未製品(ヒサカキ属、推定含水率 924.6%)、木製品 No.22 角材状不明製品(スギ、推定含水率 288.4%)の 5 点を重量測定管理部材としてピックアップし、トレハロース含浸中の重量測定を行い、含浸が順調に進んでいるかを推測する目安とした。

詳細観察では処理前写真をプリントアウトしたものに寸法、ヒビの箇所、特徴等を記入した。樹種同定については一般社団法人文化財科学研究所に依頼した。

③不織布による養生

トレハロース含浸を行うに際し、木製品の保護や破片の散逸を防ぐため不織布で包み養生を行った。薄いもの、脆弱なものには添え木を使用した。



洗浄(写真左)、水中重量測定(写真右)

④金属イオン除去処理

出土木製品に付着している鉄分等の金属イオンを取り除くため、EDTA 3 Na(エチレンジアミン三ナトリウム)2%水溶液中に一昼夜浸漬・加温した。

浸漬後は薬剤を除去するため水洗いを行った。

⑤トレハロース含浸

トレハロース含浸を行うにあたり、保温タンクで含浸を行う杭木(杭木 No.01 ~ 26)とタッパーに入れ恒温乾燥器で加熱し含浸を行う木製品(木製品 No.01 ~ 24)に分け、二通りのトレハロース濃度上昇計画を立てた。

直径 10 cm前後で芯持ちである杭木は約5カ月半をかけて、小型の木製品は約4カ月かけて含浸を行う予定である(表2)。

計画ラインに沿ってトレハロース濃度を上げられるよう、管理木製品の重量・状態を見つつトレハロースの追加を行う方法、あるいは水分を蒸発させて水溶液を濃縮させる方法でトレハロースの濃度を上げていく。

杭木は保温タンクにトレハロース濃度 10%程度の水溶液を作成した中に浸漬し、含浸を開始した。

木製品 No.01 ~ 24 については4つのタッパーに数点ずつ分けて入れ、トレハロース濃度 10%程度の水溶液を注ぎ、蓋をしたタッパーを恒温乾燥器に入れて加温し、含浸を開始した。

表3に令和元年12月末時点での管理部材重量測定表を示す。今のところ管理部材の重量は全て増加しており、含浸が順調に進んでいると推測できる。



トレハロース水溶液作成状況(写真左上)、トレハロース濃度測定状況(写真右上)

杭木含浸状況(写真左下)、木製品含浸状況(写真右下)

今後は、トレハロース濃度約72%まで含浸し、トレハロース濃度が72%に達してから木製品の重量が増えている間は含浸を続け、重量が一定になってきた頃を含浸終了とみなし取り上げを行う。

⑥取り上げ・風乾

タンク・タッパーより木製品を取り上げ、素早く不織布を取り除く。取り上げ後から直ちに風乾を始め、木製品の熱と水分を奪いトレハロースの結晶化を促す。時々天地返しを行い風の当たる向きを変え、まんべんなく乾燥が進むようにする。風乾中は木製品の変形・ヒビの広がり等がないか注意深く観察し、重量測定を行い乾燥の進み具合の把握に努める。

風乾を始めてからしばらくは重量が減っていく。重量の減少が続いている間は乾燥・結晶化が進んでいる最中であると考えられる。根気強く重量測定を続け、一定の重量に落ち着いてきた頃を風乾終了とするのが理想である。

⑦表面処理

乾燥後の遺物表面はトレハロースの結晶に覆われた状態になっている。これを高温スチームクリーナーで溶かしながらふき取る。表面処理が終わったら再び風乾を行う。

⑧接合・補填・補彩

必要に応じてエポキシボンドで接合を行い、ウッドエポキシによる補填・アクリル絵の具による補彩を行う。

⑨処理後写真撮影

処理前写真と同じアングルで処理後の記録写真を撮影する。

参考文献

- 澤田正昭 (1997) 「文化財保存科学ノート」 近未来社
研究代表者 伊藤幸司 (2015) 「トレハロース含浸処理法の開発と実用化 - より環境にやさしく経済的な方法へ -」 平成 24 ～ 26 年度科学研究費助成事業基盤研究 (C) 研究成果報告書

八代城跡木製品推定含水率計算（その1）

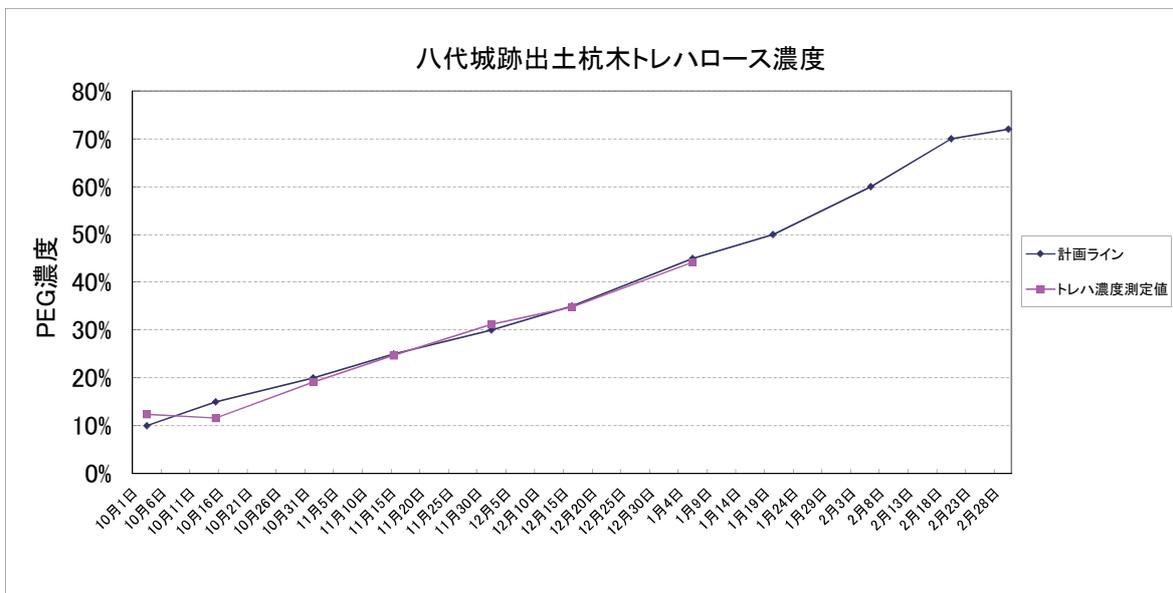
番号	遺物名	空中重量(g)	水中重量(g)	推定含水率(%)	樹種
杭木No.01	杭木	1308.0	77.8	526.6	マツ属複維管束亜属
杭木No.02	杭木	2107.0	118.2	560.3	マツ属複維管束亜属
杭木No.03	杭木	2746.0	223.5	375.8	マツ属複維管束亜属
杭木No.04	杭木	1811.0	126.5	443.4	マツ属複維管束亜属
杭木No.05	杭木	1700.0	104.0	511	マツ属複維管束亜属
杭木No.06	杭木	2105.0	101.8	655.3	マツ属複維管束亜属
杭木No.07	杭木	1181.0	55.6	674	マツ属複維管束亜属
杭木No.08	杭木	1759.0	116.1	471.2	マツ属複維管束亜属
杭木No.09	杭木	546.0	28.3	609.2	マツ属複維管束亜属
杭木No.10	杭木	1503.0	111.5	415.6	マツ属複維管束亜属
杭木No.11	杭木	1377.0	88.0	487.8	マツ属複維管束亜属
杭木No.12	杭木	1350.0	70.2	607.1	マツ属複維管束亜属
杭木No.13	杭木	1272.0	69.6	575.3	マツ属複維管束亜属
杭木No.14	杭木	8607.0	458.7	591.5	マツ属複維管束亜属
杭木No.15	杭木	7130.0	256.8	891.3	タブノキ
杭木No.16	杭木	5682.0	281.6	638.6	マツ属複維管束亜属
杭木No.17	杭木	3159.0	104.4	974.3	タブノキ
杭木No.18	杭木	4141.0	122.6	1091.5	タブノキ
杭木No.19①	杭木	3150.0	94.7	1074.4	タブノキ
杭木No.19②	杭木	2863.0	85.0	1088.3	
杭木No.20	杭木	1897.0	65.8	926.7	タブノキ
杭木No.21	杭木	1351.0	97.4	428.6	サカキ
杭木No.22	杭木	3984.0	154.0	828.2	タブノキ
杭木No.23	杭木	6975.0	216.7	1038.5	タブノキ
杭木No.24	杭木	7745.0	269.0	925.5	タブノキ
杭木No.25	杭木	5643.0	196.1	924.9	タブノキ
杭木No.26	杭木	5553.0	179.6	996.3	タブノキ
木製品No.01	連歯下駄	215.3	17.7	371.8	スギ
木製品No.02	連歯下駄	275.2	19.6	434.3	スギ
木製品No.03	連歯下駄	116.1	8.8	406	スギ
木製品No.04	差歯下駄	146.7	7.0	664.6	タブノキ
木製品No.05	鍋蓋	117.7	15.2	224.6	モミ属
木製品No.06①	蓋	43.9	3.3	409.7	モミ属
木製品No.06②	鍋蓋	50.0	5.2	286.9	
木製品No.07	独楽未製品	48.9	1.7	924.6	ヒサカキ属
木製品No.08	推定木製通貨鋳型	18.3	1.1	520.7	モミ属
木製品No.09	不明木製品	57.7	5.0	351	モミ属
木製品No.10	不明木製品	17.1	1.1	484.4	スギ
木製品No.11	不明木製品	49.3	3.0	513.9	スギ
木製品No.12	不明木製品	243.4	14.5	525.7	マツ属複維管束亜属
木製品No.13	不明木製品	73.6	6.3	355.7	モミ属
木製品No.14	不明木製品	222.9	17.1	400.8	スギ
木製品No.15①	不明木製品	135.4	12.3	333.3	モミ属
木製品No.15②	不明木製品	76.1	6.5	356.6	
木製品No.16	不明木製品	148.8	10.5	438.6	スギ
木製品No.17	不明木製品	57.3	4.3	410.4	モミ属
木製品No.18	不明木製品	49.9	3.5	441.5	スギ

八代城跡木製品推定含水率計算 (その2)

番号	遺物名	空中重量(g)	水中重量(g)	推定含水率(%)	樹種
木製品No.19	不明木製品	31.0	2.7	349	モミ属
木製品No.20	不明木製品	47.5	4.4	326.2	モミ属
木製品No.21	不明木製品	219.2	17.2	391.1	スギ
木製品No.22	不明木製品	224.1	23.2	288.4	スギ
木製品No.23	不明木製品	80.1	8.1	296	マツ属複雑管束亜属
木製品No.24	不明木製品	62.8	2.5	803.2	ヤナギ属

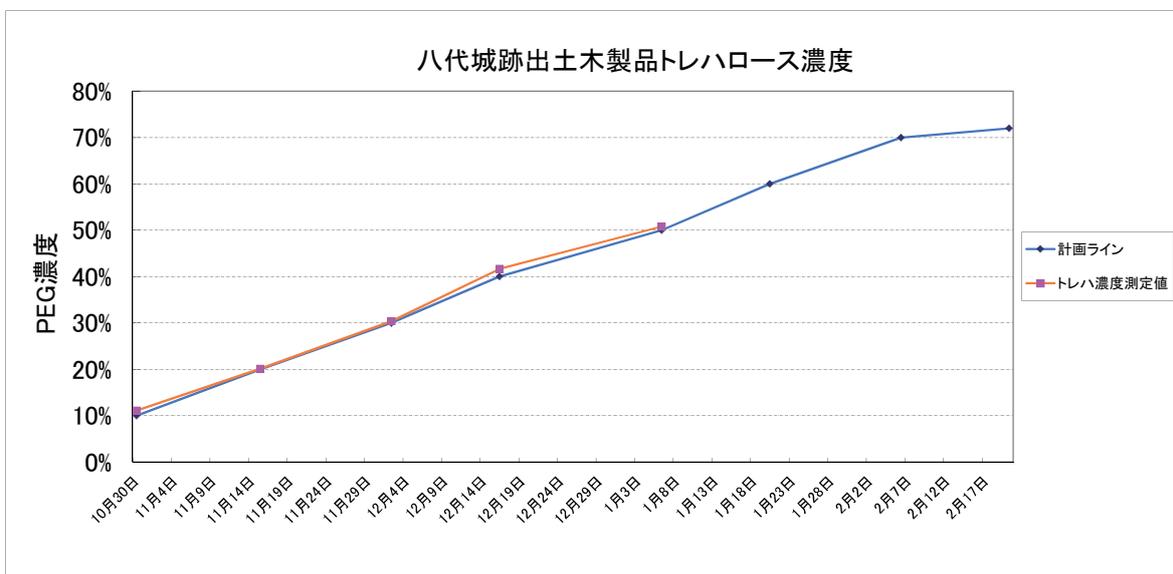
八代城跡出土杭木No.01~26トレハロース濃度上昇計画・トレハロース濃度測定値

	10月3日	10月15日	11月1日	11月15日	12月2日	12月16日	1月6日	1月20日	2月6日	2月20日	3月1日
計画ライン	10%	15%	20%	25%	30%	35%	45%	50%	60%	70%	72%
トレハ濃度測定値	12.4%	11.6%	19.1%	24.7%	31.2%	34.8%	44.2%				



八代城跡出土木製品No.01~24トレハロース濃度上昇計画・トレハロース濃度測定値

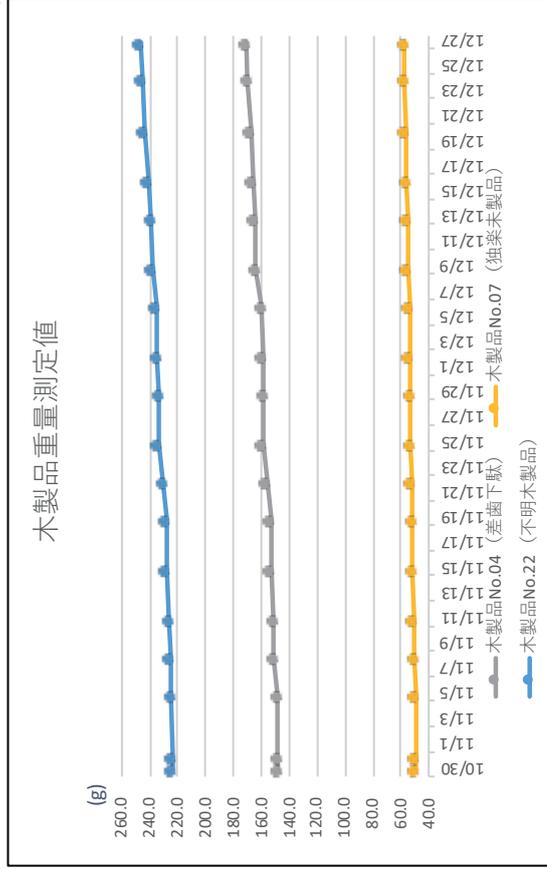
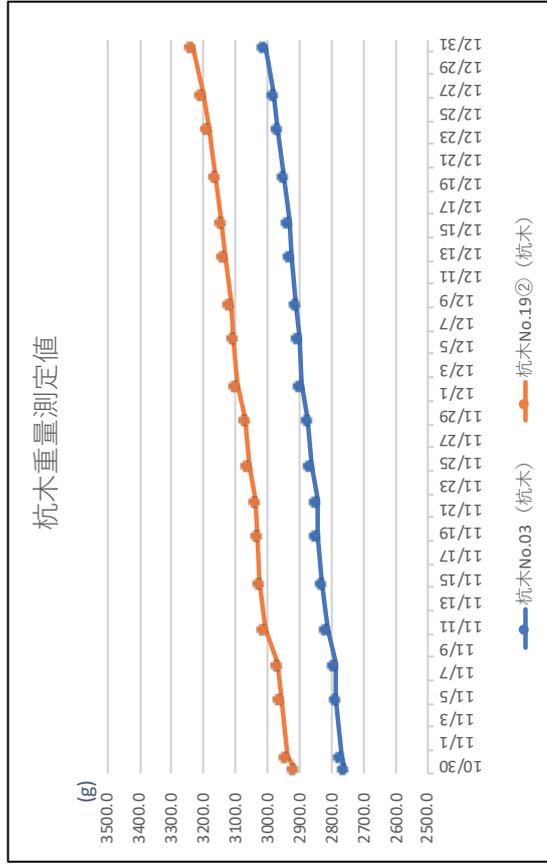
	10月30日	11月15日	12月2日	12月16日	1月6日	1月20日	2月6日	2月20日
計画ライン	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	72%
トレハ濃度測定値	11.1%	20.1%	30.4%	41.7%	50.8%			



八代城跡出土木製品 管理部材重量測定表

	処理前	推定含水率	10/30	10/31	11/5	11/8	11/11	11/15	11/19	11/22	11/25	11/29	12/2	12/6	12/9	12/13	12/16	12/20	12/24	12/27	12/31
杭木No.03 (杭木)	2746.0	375.8	2760.6	2771.4	2785.0	2788.0	2815.1	2831.5	2844.3	2846.5	2863.3	2874.2	2894.6	2901.2	2910.9	2926.1	2934.5	2948.3	2968.2	2982.4	3007.7
杭木No.19② (杭木)	2863.0	1088.3	2916.0	2939.9	2959.7	2969.0	3008.5	3024.0	3032.5	3038.0	3060.0	3069.5	3097.0	3106.0	3116.0	3134.5	3143.5	3163.0	3185.0	3205.0	3235.0
木製品No.04 (差歯下駄)	146.7	664.6	含浸開始	148.1	148.3	148.3	150.9	150.8	153.1	153.1	156.2	158.8	158.4	159.0	160.0	164.0	164.6	165.9	167.7	169.7	170.8
木製品No.07 (独楽未製品)	48.9	924.6	含浸開始	49.4	49.6	49.6	50.4	50.5	51.2	51.3	52.4	53.2	53.1	53.6	53.8	55.0	55.5	55.8	56.6	57.1	57.6
木製品No.22 (不明木製品)	224.1	288.4	含浸開始	223.6	223.8	224.5	225.5	226.3	227.8	228.3	230.4	233.7	233.1	234.3	235.2	238.0	239.3	241.4	243.7	245.1	246.6

単位：g



八代城跡における樹種同定

一般社団法人 文化財科学研究センター

金原 美奈子

金原 裕美子

1. はじめに

本報告では、遺跡より出土した木製品に対して、木材組織の特徴から樹種同定を行う。木製品の材料となる木材は、セルロースを骨格とする木部細胞の集合体であり、木材構造から概ね属レベルの同定が可能である。木材は、花粉などの微化石と比較して移動性が少ないことから、比較的近隣の森林植生の推定が可能であるが、木製品では樹種による利用状況や流通を探る手がかりにもなる。

2. 試料と方法

試料は、江戸時代初期に築造された八代城より石垣や第1調査区、第2調査区より出土した杭木、鍋蓋、下駄、不明木製品、取手?など50点である。試料の詳細は結果表に記す。

方法は、試料からカミソリを用いて新鮮な横断面(木口と同義)、放射断面(柾目と同義)、接線断面(板目と同義)の基本三断面の切片を作製し、切片をマウントクイックアクエオス(Mount Quick “Aqueous : 大道産業)で封入し、プレパラートを作製する。観察は生物顕微鏡(OPTIPHOTO-2 : Nikon)によって40~1000倍で行った。同定は、木材構造の特徴および現生標本との対比によって行った。

3. 結果

表に結果を示し、主要な分類群の顕微鏡写真を示す。以下に同定根拠となった特徴を記す。

1) モミ属 *Abies* マツ科

仮道管と放射柔細胞から構成される針葉樹材である。早材から晩材への移行は比較的緩やかである。放射柔細胞の分野壁孔は小型のスギ型で1分野に1~4個存在する。放射柔細胞の壁が厚く、数珠状末端壁が見られる。放射組織は単列の同性放射組織型である。

以上の特徴からモミ属に同定される。日本に自生するモミ属は5種であり、モミ以外は亜寒帯種である。常緑高木で高さ45 m、径1.5 mに達する。

2) マツ属複維管束亜属 *Pinus subgen. Diploxylon* マツ科

仮道管、放射柔細胞、放射仮道管及び垂直、水平樹脂道などから構成される針葉樹材である。早材から晩材への移行は急な箇所と緩やかな箇所があり、垂直樹脂道が見られる。放射柔細胞の分野壁孔は窓状で、放射仮道管の内壁には鋸歯状肥厚が存在する。接線断面では、放射組織が単列の同性放射組織型であるが、水平樹脂道を含むものは紡錘形を呈する。

以上の特徴からマツ属複維管束亜属に同定される。マツ属複維管束亜属にはクロマツとアカマツがあり、どちらも北海道南部、本州、四国、九州に分布する常緑高木である。材はいずれも水湿によく耐え、広く用いられる。

3) スギ *Cryptomeria japonica* D. Don スギ科

仮道管、樹脂細胞および放射柔細胞から構成される針葉樹材である。早材から晩材への

移行はやや急で、晩材部の幅が比較的広い。放射柔細胞の分野壁孔は典型的なスギ型で、1分野に2個存在するものがほとんどである。放射組織は単列の同性放射組織型で、1～14細胞高である。以上の特徴からスギに同定される。スギは本州、四国、九州、屋久島に分布する。日本特産の常緑高木で高さ40m、径2mに達する。

4) ヤナギ属 *Salix* ヤナギ科

小型で丸い、放射方向にややのびた道管が、単独あるいは2～3個放射方向に複合し散在する散孔材である。道管の穿孔は単穿孔で、道管相互の壁孔は交互状で密に分布する。放射組織は単列の異性放射組織型である。

以上の特徴からヤナギ属に同定される。ヤナギ属は落葉の高木または低木で、北海道、本州、四国、九州に分布する。材は軽軟で、耐朽性、保存性は低く、建築、器具などに用いられる。

5) タブノキ *Machilus thunbergii* Sieb. et Zucc. クスノキ科

やや小型から中型の道管が、単独および2～数個放射方向に複合して散在する散孔材である。道管の周囲を鞘状に軸方向柔細胞が取り囲んでいる。これらの柔細胞の中には、大きく膨れ上がった油細胞が多く存在する。道管の穿孔は単穿孔がほとんどであるが、階段の数が10本以下の階段穿孔も存在する。放射組織は異性放射組織型で1～3細胞幅である。上下の縁辺部の直立細胞の中には、しばしば大きく膨れ上がった油細胞がみられる。

以上の特徴からタブノキに同定される。タブノキは、本州(暖地)、四国、九州、沖縄に分布する。常緑の高木で、高さ15m、径1mに達する。材は耐朽性、保存性ともに中庸で、建築、家具、土木、器具、楽器、船、彫刻、薪炭などに用いられる。

6) サカキ *Cleyera japonica* Thunb. ツバキ科

小型の道管が、単独ないし2個複合して密に散在する散孔材である。放射断面では道管の穿孔が階段穿孔板からなる多孔穿孔で、階段の数は多く60を越えるものも観察される。放射組織は平伏細胞、方形細胞、直立細胞からなる異性放射組織型で単列を示す。

以上の特徴からサカキに同定される。サカキは関東以西の本州、四国、九州、沖縄に分布する。常緑高木で、通常高さ8～10m、径20～30cmである。

7) ヒサカキ属 *Eurya* ツバキ科

小型で角張った道管が、ほぼ単独で密に散在する散孔材である。道管の穿孔は階段穿孔板からなる多孔穿孔で、階段の数は多く60を越えて観察される。放射組織は平伏細胞、方形細胞、直立細胞からなる異性放射組織型で1～3細胞幅であり、多列部と比べて単列部が長い。

以上の特徴からヒサカキ属に同定される。ヒサカキ属にはヒサカキ、ハマヒサカキなどがあり、本州、四国、九州、沖縄に分布する。常緑の小高木で、通常高10m、径30cmである。

4. 所見

同定の結果、八代城跡の木製品はモミ属9点、マツ属複維管束亜属18点、スギ9点、ヤナギ属1点、タブノキ11点、サカキ1点、ヒサカキ属1点であった。

石垣の杭木が多く、マツ属複維管束亜属、タブノキが多くサカキも同定された。マツ属

複維管束亜属は木理はやや通直で、重硬で水湿によく耐え腐りにくい材である。その性質から建築部材の中でも水湿の影響がある柱、礎板などに用いられる。九州でのマツ属複維管束亜属の利用は比較的めずらしい。タブノキはやや軽軟なものから多少重硬なものまであり、赤味が多いものほど用材として利用される。古くは、油分を多く含み耐水性があり大きな材が取れることから朝鮮半島では丸木舟 (tong-bai) の用材に利用された。サカキは強靱、堅硬な材で、建築、器具などに用いられる。縄文時代前期から中期には船の櫂などに利用されたことからある程度の耐湿性があると考えられる。杭木に利用された樹種のうちマツ属複維管束亜属、タブノキは耐水性が高いことから石垣の杭木の用材として選定されたと考えられる。サカキは杭木として利用されないということはないが、他の樹木は木の性質から恣意的に選ばれていることから、木材が足りなくなり用いたか、あるいは神事に枝葉を用いる樹木としても有名なことから石垣造営の上で意味を持たせた杭木であった可能性もある。

マツ属複維管束亜属は他に子供用の下駄、取手?に利用されている。また、タブノキは下駄に利用されている。木製品 04 下駄は他の下駄と異なり差し歯下駄あり、また雨天用の高下駄である。差し歯のほぞ穴が台の上面にまで貫通しているものは露卯と呼ばれ、室町時代から江戸時代初期に見られた。前述したが、いずれの樹木も耐水性が高く、下駄に有用である。

モミ属は鍋蓋、蓋? (折敷か)、不明木製品に利用されている。温帯性のモミと考えられ、材は耐朽・保存性は低いが、軽軟なため加工が容易である。調湿・消臭効果があることから建物の内装や建具によく利用され、高い防虫効果を期待され食品などの保管箱に利用されることもある。また、軽いからか小型の桶側板の利用が比較的多い。スギは鍋蓋、不明木製品、下駄に利用されている。加工工作が容易な上、大きな材がとれる良材で建築材はもとより板材や小さな器具類に至るまで幅広く用いられる材である。下駄の用材には針葉樹の中ではよく選定される。モミ属、スギは板状に加工されることが多く、本報告でもその傾向がある。

ヤナギ属は取手?に利用されている。耐朽・保存性は低く、切削・加工が容易で柔軟性に富む材で、建築、器具などに用いられる。ヒサカキ属は不明木製品である。概して強さ中庸で、小細工物、器具などに用いられる。また、サカキの少ない地域ではその代替品として祭事に利用される場合がある。コマ状の遺物は 3 cm 以上の枝材ではあるが堅硬な材を用いることが多く、ヒサカキ属は適材と考えられる。

同定された樹種はいずれも温帯から温帯下部の暖温帯に分布する樹木であった。九州は照葉樹林が分布しており、タブノキ、サカキ、ヒサカキ属はその構成要素である。マツ属複維管束亜属には土壌条件の悪い岩山に生育し二次林を形成するアカマツと、砂地の海岸林を形成するクロマツとがある。モミ属 (モミ) は谷間や緩傾斜地の適潤な深層の肥沃地を好み、ヤナギ属は流路沿いに分布する。なお、スギは肥沃で湿潤な環境を好む樹木だが、森林資源の枯渇のため近世からは九州では山野への造林が営まれている。

いずれの樹木も当時遺跡周辺にも生育する樹木であり、比較的容易にもたらすことのできる樹種であったと考えられる。しかし、杭木の樹種を見るとマツ属複維管束亜属、タブノキが利用されており、また、マツ属複維管束亜属は九州では比較的めずらしい用材であ

ること、耐水性の強い樹木であることから恣意的に石垣造営の用材に用いたと考えられる。また、モミ属、スギは板状の木製品に用い、雨天用の高下駄にはタブノキを用いており、木材の性質を考慮して選定していることがわかる。これらの樹木は近隣地または流通によってもたらされたと推定される。

参考文献

- 伊東隆夫・山田昌久(2012) 木の考古学, 雄山閣, p.449.
 佐伯浩・原田浩(1985) 針葉樹材の細胞, 木材の構造, 文永堂出版, p.20～48.
 佐伯浩・原田浩(1985) 広葉樹材の細胞, 木材の構造, 文永堂出版, p.49～100.
 島地謙・伊東隆夫(1982) 図説木材組織, 地球社, p.176.
 島地謙・伊東隆夫(1988) 日本の遺跡出土木製品総覧, 雄山閣,)日本の遺跡出土木製品総覧, 雄山閣, p.296
 山田昌久(1993) 日本列島における木質遺物出土遺跡文献集成, 植生史研究特別第1号, 植生史研究会 p.242.

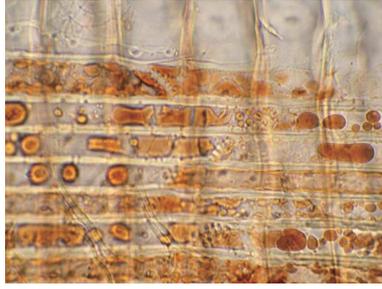
表1 八代城跡出土木製品における樹種同定結果

No.	出土遺構	器種	結果 (学名/和名)		備考
杭木No.01	SW01	杭木	<i>Pinus subgen. Diploxylon</i>	マツ属複維管束亜属	
杭木No.02	SW01	杭木	<i>Pinus subgen. Diploxylon</i>	マツ属複維管束亜属	
杭木No.03	SW01	杭木	<i>Pinus subgen. Diploxylon</i>	マツ属複維管束亜属	
杭木No.04	SW01	杭木	<i>Pinus subgen. Diploxylon</i>	マツ属複維管束亜属	
杭木No.05	SW01	杭木	<i>Pinus subgen. Diploxylon</i>	マツ属複維管束亜属	
杭木No.06	SW01	杭木	<i>Pinus subgen. Diploxylon</i>	マツ属複維管束亜属	
杭木No.07	SW01	杭木	<i>Pinus subgen. Diploxylon</i>	マツ属複維管束亜属	
杭木No.08	SW01	杭木	<i>Pinus subgen. Diploxylon</i>	マツ属複維管束亜属	
杭木No.09	SW01	杭木	<i>Pinus subgen. Diploxylon</i>	マツ属複維管束亜属	
杭木No.10	SW01	杭木	<i>Pinus subgen. Diploxylon</i>	マツ属複維管束亜属	
杭木No.11	SW01	杭木	<i>Pinus subgen. Diploxylon</i>	マツ属複維管束亜属	
杭木No.12	SW01	杭木	<i>Pinus subgen. Diploxylon</i>	マツ属複維管束亜属	
杭木No.13	SW01	杭木	<i>Pinus subgen. Diploxylon</i>	マツ属複維管束亜属	
杭木No.14	SW03	杭木	<i>Pinus subgen. Diploxylon</i>	マツ属複維管束亜属	
杭木No.15	SW03	杭木	<i>Machilus thunbergii</i> Sieb. et Zucc.	タブノキ	
杭木No.16	SW03	杭木	<i>Pinus subgen. Diploxylon</i>	マツ属複維管束亜属	
杭木No.17	SW03	杭木	<i>Machilus thunbergii</i> Sieb. et Zucc.	タブノキ	
杭木No.18	SW03	杭木	<i>Machilus thunbergii</i> Sieb. et Zucc.	タブノキ	
杭木No.19	SW03	杭木	<i>Machilus thunbergii</i> Sieb. et Zucc.	タブノキ	
杭木No.20	SW03	杭木	<i>Machilus thunbergii</i> Sieb. et Zucc.	タブノキ	
杭木No.21	SW03	杭木	<i>Cleyera japonica</i> Thunb.	サカキ	
杭木No.22	SW03	杭木	<i>Machilus thunbergii</i> Sieb. et Zucc.	タブノキ	
杭木No.23	SW03	杭木	<i>Machilus thunbergii</i> Sieb. et Zucc.	タブノキ	
杭木No.24	SW03	杭木	<i>Machilus thunbergii</i> Sieb. et Zucc.	タブノキ	
杭木No.25	SW03	杭木	<i>Machilus thunbergii</i> Sieb. et Zucc.	タブノキ	
杭木No.26	SW03	杭木	<i>Machilus thunbergii</i> Sieb. et Zucc.	タブノキ	
木製品01	SW01第3層	連歯下駄	<i>Cryptomeria japonica</i> D. Don	スギ	駒下駄
木製品02	SW01第3層	連歯下駄	<i>Cryptomeria japonica</i> D. Don	スギ	駒下駄
木製品03	SW01第3層	連歯下駄	<i>Machilus thunbergii</i> Sieb. et Zucc.	スギ	子供用、駒下駄
木製品04	SW01第3層	差歯下駄	<i>Machilus thunbergii</i> Sieb. et Zucc.	タブノキ	露卯
木製品05	SW01第3層	鍋蓋	<i>Abies</i>	モミ属	
木製品06	SW01第4層	蓋	<i>Abies</i>	モミ属	
木製品07	SW01第4層	独菜未成品	<i>Eurya</i>	ヒサカキ属	
木製品08	SW01第4層	推定木製通貨鋳型	<i>Abies</i>	モミ属	銭の焼印、木筒に近い板状
木製品09	SW01第3層	不明木製品	<i>Abies</i>	モミ属	
木製品10	SW01第3層	不明木製品	<i>Cryptomeria japonica</i> D. Don	スギ	
木製品11	SW01第3層	不明木製品	<i>Cryptomeria japonica</i> D. Don	スギ	
木製品12	SW01第3層	不明木製品	<i>Pinus subgen. Diploxylon</i>	マツ属複維管束亜属	角材状
木製品13	SW01第3層	不明木製品	<i>Abies</i>	モミ属	桶側板?(把手を組む部分?)
木製品14	SW01第3層	不明木製品	<i>Cryptomeria japonica</i> D. Don	スギ	板材
木製品15	SW01第4層	不明木製品	<i>Abies</i>	モミ属	折敷?
木製品16	SW01第4層	不明木製品	<i>Cryptomeria japonica</i> D. Don	スギ	板材
木製品17	SW01第4層	不明木製品	<i>Abies</i>	モミ属	桶側板?
木製品18	SW01第3層	不明木製品	<i>Cryptomeria japonica</i> D. Don	スギ	
木製品19	SW01第4層	不明木製品	<i>Abies</i>	モミ属	
木製品20	SW01第3層	不明木製品	<i>Abies</i>	モミ属	
木製品21	SW01第3層	不明木製品	<i>Cryptomeria japonica</i> D. Don	スギ	板状
木製品22	SW01第3層	不明木製品	<i>Cryptomeria japonica</i> D. Don	スギ	角材状(下駄程度の厚さ)
木製品23	SW01第3層	不明木製品	<i>Pinus subgen. Diploxylon</i>	マツ属複維管束亜属	
木製品24	SW01第4層	不明木製品	<i>Salix</i>	ヤナギ属	

八代城跡の木材 I



横断面 0.1mm
1. モミ属 木製品No.05 鍋蓋 SW01第3層



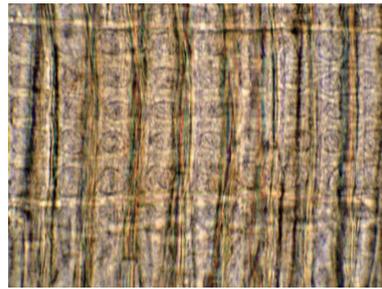
放射断面 0.1mm



接線断面 0.1mm



横断面 0.1mm
2. マツ属複維管束亜属 杭木No.02 SW01



放射断面 0.1mm



接線断面 0.1mm



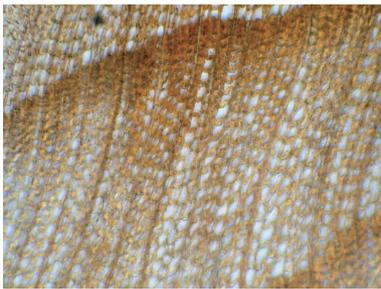
横断面 0.1mm
3. マツ属複維管束亜属 木製品No.23



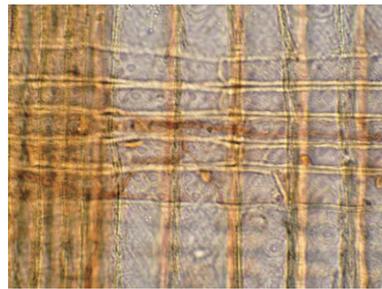
放射断面 0.1mm
不明木製品 SW01第3層 取手?



接線断面 0.1mm



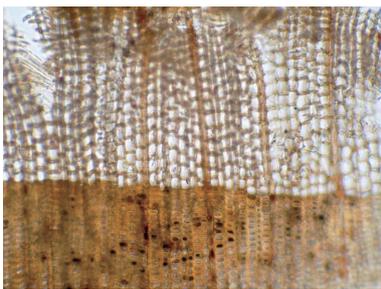
横断面 0.1mm
4. スギ 木製品No.14 不明木製品 SW01第3層



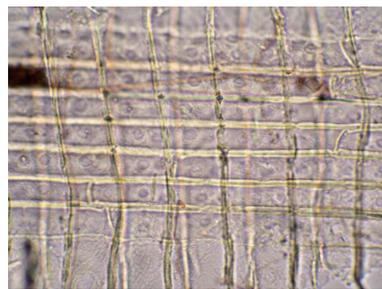
放射断面 0.1mm



接線断面 0.1mm



横断面 0.1mm
5. スギ 木製品No.02 連歯下駄 SW01第3層



放射断面 0.1mm



接線断面 0.1mm

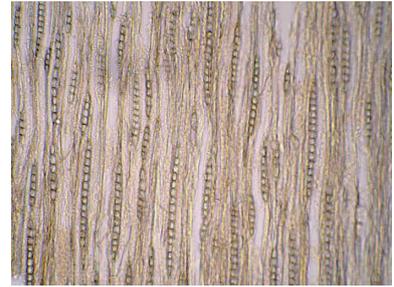
八代城跡の木材 II



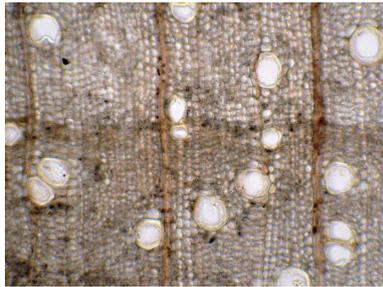
横断面 0.1mm
6. ヤナギ属 木製品No.24 不明木製品



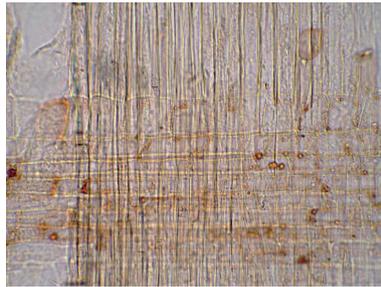
放射断面 0.1mm
取手? SW01第4層



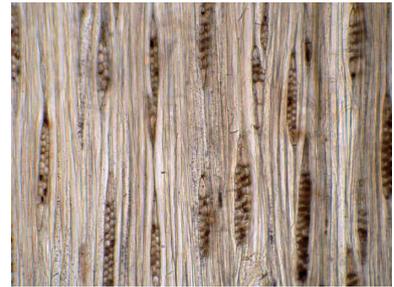
接線断面 0.1mm



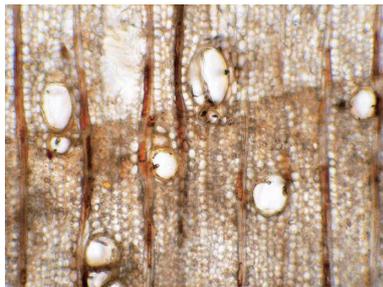
横断面 0.1mm
7. タブノキ 杭木No.22 SW03



放射断面 0.1mm



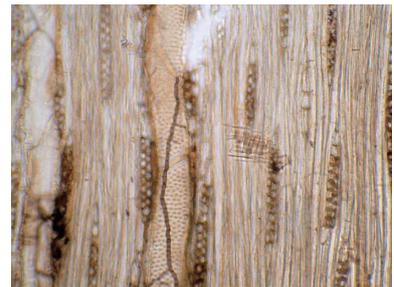
接線断面 0.1mm



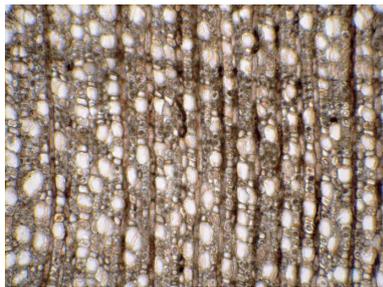
横断面 0.1mm
8. タブノキ 杭木No.24 SW03



放射断面 0.1mm



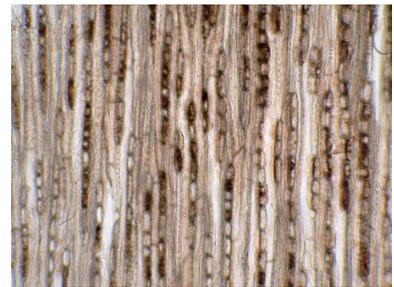
接線断面 0.1mm



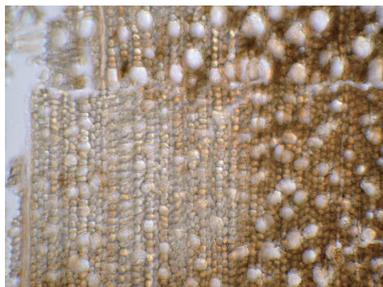
横断面 0.1mm
9. サカキ 杭木No.21 SW03



放射断面 0.1mm



接線断面 0.1mm



横断面 0.1mm
10. ヒサカキ属 木製品No.07 独楽未成品 SW01第4層



放射断面 0.1mm



接線断面 0.1mm

細川忠興と八代城

－ 隠居体制と隠居城の普請について－

九州大学 比較社会文化研究院
花岡 興史

はじめに

天草・島原の乱が終結した直後の寛永15年(1638)4月12日、熊本藩主細川忠利は在国で、江戸にいる父忠興に「伊豆守殿・左門殿逗留ハ、島原・天草之御仕置、又百性武器など被成御取、又国々ニ石垣など残候古城などハ、石垣をのけ候へなど、の御用と、下々沙汰仕候¹」という内容の披露状を送った。つまり一揆終結後に小倉に幕府上使松平信綱(伊豆)・副使戸田氏鍊(左門)が逗留している理由の一つは、天草・島原の乱後の、国々の古城の石垣の調査と、それを破却するためである。このように大名たちは認識していると忠興に報じている。

このことは、既に慶長20年(1615)に一部の大名に限定的に出された年寄連署奉書(「一国一城令」)を以て、多くの支城が破却されているが²、そうではない古城等も多かった事を表している。一揆終結後、忠利は熊本城の普請の必要性を感じていたが、將軍徳川家光が病のためと島原出陣などで人々が疲弊している事を考慮し、普請を延引しようとしていた³。

しかし、幕藩間に城郭の普請が憚れたこの頃、江戸にいた忠興は自身の隠居所である八代城の普請を計画する。時節柄、忠利にとってこの普請は是非とも避けたいところであったが、細かいところまで指示する強引ともいえる忠興の普請要求に忠利は諦め気味に「三斎ハきれいすぎニ而候⁴」と歎いている。

本稿では、既に隠居している忠興がなぜ時節も顧みず自身の居城である八代城にそこまで固執するのかが幕藩間の城郭政策の中で述べてみたい。そこには忠興が考える隠居城としての特別な感情ともいえる感覚があると思われるからである。さらには、隠居体制を構築しようとする忠興と、藩主として領国経営をおこなおうとする忠利の人間関係を述べることを課題とする。

なお、細川忠興は元和6年(1620)暮れに、隠居に伴い致仕し三斎宗立と名乗っており史料には「三斎」と記されるが、本稿では煩雑さを避けるため本文中では「忠興」とする。また、忠利の嗣子光尚は、元服し「光利」、その後「光貞」と諱を改名し、寛永19年(1642)秋に「光尚」とするが、上記の理由により本稿では「光尚」と表記する。

第1章 細川忠興の隠居領のはじまり

加藤忠広の改易により寛永9年(1632)12月9日に細川忠利は肥後に入国した。この時、既に隠居をしていた父忠興は、自身の隠居所である中津城から八代城に同月22日に入城した。もともと忠興の隠居城体制は、八代からはじまるものではなく既に豊前時代からはじまっている。忠興は、隠居した直後に中津城に入城し、早速、隠居体制の構築を行っている。隠居城に対する忠興の意識はすでに中津時代から始まっており、いわゆるプレ八

代隠居体制と呼ぶべきもので共通点が多い。本稿では、忠興の隠居領の出発点というべき中津時代について支城体制を中心に書き始めてみたい。

ここでは、八代城入城前の隠居城と隠居所に関する忠興の様子を見ていくことにする。

1 細川忠興の隠居

元和6年(1620)、小倉城主の細川忠興は参勤のため、小倉を出立した。大坂に着いた後に京都に上がり、しばらく愛宕郡吉田に滞在した後、江戸に向かい11月7日に到着した。この時、嫡子の忠利は、江戸在府である。細川親子は交代で江戸に滞在することが多く、習慣的に隔年で江戸と国元を交代していた。忠利は忠興の江戸到着を待ち、同月28日に江戸を発駕し豊前中津に向かった。

ところが、忠利が中津に到着して落ち着く間もない閏12月20日に、江戸幕府年寄衆より連署にて忠興が病に落ちたという次の同月12付けの奉書⁵が届けられた。

<史料1>

尚々、いつもよりハ御煩永引候間、早々御越候而御見廻可然候、以上
為上意申意候、仍越中守殿御持病致再発、散々之御気色ニ候、就其従 公方様被 仰付、延寿院など色々治療ニ御座候得共、然と御験気も無御座候ニ付、右之通可申入候旨 御諚ニ候、此度之御煩ハいつもに相替候由、被付居候衆も被申事候間、御越候而御見廻可然存候、恐々謹言

安藤対馬守

閏十二月十二日 重信

土井大炊助

利勝

本多上野介

正純

酒井雅楽頭

忠世

細川内記殿

この時、忠興は58歳であったが、持病が再発し、散々の様子であった。将軍秀忠の指示により医師の秦寿命院(徳隣)などが治療に当たったが、快方に向かわなかった。「然と御験気も無御座候」。幕府年寄衆は、「此度之御煩ハいつもに相替候由、被付居候衆も被申事候」と通常の状態では無いと忠興付の家臣も言っているとし、江戸に下り見舞(廻)うことが然るべきだと述べている。また、追而書にまで「いつもよりハ御煩永引」いっていることから、早々の参府をうながしている。

さらにこの史料をみれば、宛所が「殿」付けで、文中に「上意」「公方様」「御諚」と将軍秀忠の内意であることを強調した上意文言を多用した奉書であることから考えても、幕府年寄衆の緊張感が伝わってくる。事態は切迫していたのであった。実際に将軍秀忠は、側近の永井直政を日々遣わし忠興の状況を聞いている⁶。

中津に着いたばかりの忠利はこの奉書に大いに驚き、翌日21日江戸へ出船した。忠興

は以前からも自分の進退について年寄の土井利勝に相談していたが保留にされていた。しかし、この病を契機として同月 25 日致仕し、三斎宗立と号した。

急遽引き返した忠利は、翌元和 7 年（1621）正月 2 日に江戸に到着し、その日に登城し将軍に拝謁し、同月 7 日に家督相続の御礼に登城した。忠興も正月の末には回復し、3 月に親子ともども帰国を許された。帰国後、忠興は小倉城を忠利に譲り自身は中津城に入った。

2 隠居所の中津城の普請

中津城は、天正 16 年（1588）に黒田孝高が築いて、慶長 5 年（1600）関ヶ原の戦いで細川忠興が入封し修築をした本城である小倉城に対する支城で、忠興の隠居の前までは嫡子忠利の居城であった。前述のように忠興は隠居して国元に帰ることになり、隠居所として中津城に入るようになった。

下国途中の忠興は、4 月 10 日に京の吉田に立ち寄りそこで国元の松井興長と小笠原長貞に対して、隠居場所である中津に対して、到着前にもかかわらず普請指示の書状（12 日付）⁷を送っている。

<史料 2 >

一 中津本丸・二丸之間をむめ、天守台をも総地形ほとに取おろし、本丸・二丸一ツにして、家を立候ハんとおもひ候、其普請之者千五百程ニ而可申付候間、其割符・此状参着次第二仕、内々其用意可相待候、鉄炮之者共ニハ、別儀可申付候間のけおくへき候、鉄炮頭ハいつれも普請役可申付事、

一 中津へ越候て、我々居所有間敷候間、伯耆家江可参候間、家を明、小倉ぬし屋敷へ妻子をつれ参候へと可申付候事、

一 伯耆家のまはりニ、もかりをも結せ、女とも少々可遣候間、おが板其外道具共遣、家之しきり仕候様ニこしらへ候て可相待旨、次兵衛ニ可申付候、伯耆明候家之番、中津之者共ニ可申付候事

忠興は、先ず本丸と二ノ丸にある堀を埋めて、天守台も平均的にならして本丸・二ノ丸をひとつにして、そこに家を建てるという計画し、普請の者 1500 人程を試算して、その割り当て（割符）をこの書状が届き次第に行うように指示している。また、中津城の中に自身の居所が完成するまでは、志水伯耆（元五）の屋敷に住むことにしており、そこを空けさせるために志水を妻子と共に小倉に移らせることを申しつけるようにしている。さらには、その屋敷の周りには虎落（もがり）を結わせ、女共を少々遣わし、大鋸（おが）や板、その他の道具を遣わして屋敷の仕切りを拵えて到着を待ち、空きになったその屋敷は中津の者が番をするように指示している。

ここで問題になるのは、慶長 20 年 7 月 7 日に出された武家諸法度に「一、諸国居城雖為修補、必可言上、况新儀之構宮堅停止事、城過百雉、国之害也、峻壘浚隍、大乱之本也」にある城郭規定である。城郭については、修補であっても届けが必要で、城郭の普請は「大乱之本」であるとしている。一昨年（元和 5 年）6 月に福島正則が、広島城の石垣の無断修復の罪によって改易されている。このことを忠興が知らないはずは無い。なお、正則の改易について藤井讓治氏は、「この段階では、幕府の側にも法度違反、則改易という対処

の形式は出来上がっておらず、また大名のなかには正則同様、あらゆる居城普請の許可を幕府に求めることの必要性を十分には認識していないものがいたと思われる⁸」としている。また、正則の改易を知らせる奉書に「被相背御法度之段」とあるように武家諸法度の違反を問われた事が明示されたことにより、この後の大名たちは徳川氏に許可を求めることを強いられたと述べている。

では、武家諸法度の規定について忠興はどのように認識していたのであろうか⁹。隠居する前々年の元和4年（1618）閏3月2日に江戸にいた忠利に対し中津城の普請許可を「土大炊殿相談候て、如前石垣つき候様ニ被才覚、様子可被申越候」と、年寄の土井利勝に石垣を前の如く修築の許可を求めるように指示している。また、同年4月1日付けの忠利宛の書状¹⁰には、年明けからの雨で小倉・中津の両城が土居・石垣・屏・溜め池の石垣が事の外破損しており早急に普請の必要性が生じたので「此由其方直ニ大炊殿へ被得御意、此返事ニ事済候様ニ可被申候」と普請の許可を早急に土井利勝に求めるように述べている。この結果については、6月26日の忠興書状¹¹には、小倉・中津の両城について利勝が將軍秀忠の御意を得たことについて今に始まらず満足していることを伝えるように指示している。この書状に「自御奉行衆普請可仕旨折紙到来候間、則只今返事申」とあるように奉行衆からの折紙、おそらく年寄衆の連署奉書により普請の許可がされたものと思われる。

前述の4月12日付けの忠興書状（史料2）にみる中津城の普請計画について、幕府の普請許可は未見である。しかし、同年7月8日に忠利宛の書状に以前の居城であった小倉城の堀が破損したことについて「（小倉城普請を）仕被直度由候、去々年（去年カ）修理普請仕度由御年寄中迄得御意候処ニ、如前仕置候へと之返事来候¹²」とあるように、忠興は年寄衆（「年寄中」）の取次で前のように普請するようにと將軍秀忠の許可（「御意」）を得ていることがわかる。

つまり4月12日付けの書状にみる中津城の普請については江戸在府のうちに年寄衆、おそらく土井利勝の肝煎りで許可がされているものと考えられる。

しかし、注目しなければならないのは、この時、三斎は既に隠居をしているということである。あくまで藩主は忠利なのである。つまり、本城は藩主となった忠利がいる小倉城で、中津城は小倉城の支城という位置づけである。本来ならば藩主である忠利が、両城の普請の訴訟をすべきところであるが、その差配は忠興の主導によって行われていた。況や忠興の隠居城である中津城は当然のことである。この段階での忠興の感覚はまだ藩主そのものであった。

また、隠居したものの自分が中津に移ってから家臣たちが見舞に来ないことを不快に思い忠利に次のような書状を送っている。

<史料3> 9月5日、細川忠興書状 細川忠利宛¹⁴

態申候、其方ニ家督相渡我々隠居之事、代か一度とハカ様之事たるへき処ニ、于今其地（小倉）と此方（中津）へ見廻ニ不参者共在之事ニ候、惣庄屋共ニも如此之類御入候、其方被申付用所も候て如此候哉、不審ニ候（以下略）

忠興は隠居して、家臣たちが手のひらを返したように誰一人として中津へ見舞に訪れな

いことに対して、忠利が申しつけたのではないかと不信感を露わにしている。隠居したといっても忠興の気位はかなり高かったことが理解できる。

3 忠興の隠居所の位置づけ

忠興は、隠居したことにより元和7年6月23日に小倉から中津へ移動している。この中津は忠利が引き継いだ細川藩の中においても完全に独立した存在であった。また隠居領3万7000石は無役であり、公儀普請役などの役務から除外されている。例えば、寛永5年(1628)11月18日、幕府は江戸城普請の際に伊豆から江戸に石を運ぶ石船を諸国に課していた。この時、忠興は小倉からの情報により、幕府が隠居の中津領に公儀普請役の「蔵納之船」を課している事を知って忠利に対して次のように述べている。

<史料4> 12月21日、細川忠興書状 細川忠利宛¹⁵

一 来年伊豆方江戸へ御石積廻ス船、諸国へ就被 仰出、公儀御奉行衆方其方へ参候触状一覽候、其二付、我々蔵納之船も付立候様こと被申越候、我々無役ニ被下候三万七千石之分者、今迄卒度も役不仕候、今度之船役計可仕わけニ而無之と存候間、可被得其意候、但、如此ニ候而、其方手前之障ニ成申候者、此由大炊殿へ可被申候、其上ニ而替様子候者可被越申候、

一 但、不入事なから、我々知行分之舟数も書立進之候事、

つまり、来年の「江戸へ御石積廻ス船」について忠利に「公儀御奉行」より「参候触状」を見たところ、忠興（「我々」）に「蔵納之船」も用意するようにとの記載があった。これについては、自身が幕府から下された中津の隠居領3万7000石は無役であることから、今まで一度も公儀の役を行ったことは無いので、この度の普請役だけしなければならない理由は無いのでその旨を理解して欲しいということである。ただし、「其方手前之障ニ成申候者」と忠利の立場も理解を示し、幕府年寄の土井利勝（大炊殿）へこの事を伝えるようにと配慮をしている。また、「不入事」であるとしながらも忠興の知行分に相当する舟数も書いて忠利に送る事になっているのである。

このことから、忠興は、忠利の立場を理解しながらも、中津の隠居領は明らかに幕府から無役で下されたものであると主張しているのである。この様に、忠興の隠居領中津は、豊前小倉藩主となった忠利から完全に独立した存在であった。これについて稲葉継陽氏は、忠興の隠居領について「小倉細川藩の内部にありながらも、このような（藩内の）政治構造に包摂されない権力と空間が存在した（括弧内は著者による）」¹⁶としている。

また、稲葉氏は、忠興の中津の隠居領（御蔵納）支配について次の四つの特徴があると¹⁷している。

第一に、前述したように、中津御蔵納3万7000石は無役であり、公儀普請などの幕府に対する諸役から免除されていた。第二に、無役の御蔵納年貢や小物成（各種租税）により小倉藩より独立した家政運営する「中津奉行」と呼ばれる役職を設け、自身が小倉時代の腹心である魚住伝左衛門などを任命していた。また無役ゆえ潤沢な財政により本藩である小倉細川藩に丁銀を貸し出していた。第三に、忠興の隠居領である中津は、本藩の統治権が及ばない特殊地域であった。たとえば、忠利は、租税徴収の基礎資料となる「國中惣

人畜之惣目録」作成に際して、中津の分は忠興の許可が無ければ不可能であると上記の「中津奉行」が返答していることに対し受け入れざるを得ない状況であった。つまり、藩主でありながら忠利は藩内について全て把握することが出来なかったのである。また、裁判権についても百姓レベルの紛争が起きたとき対象が中津御藏納であれば手出しが出来ない状態であった。第四に、中津で忠興に奉公する知行取（中津衆）133人分の合計4万2000石を中津周辺に設定するように忠利に申し入れている。知行地の割り当ては本来は藩主である忠利の権限であるが、中津衆に対する知行目録などは忠興が行い人事権も掌握していたのである。

このように、忠興は小倉本藩の忠利の意志とは全く異なり、同じ藩内であるにもかかわらず独立した藩の様相を呈していたのである。この大名領の中にありながらその統制に属さない自律的な空間があるという事は、藩主からすれば大きな問題である。しかし、その問題は寛永9年（1632）の細川氏の肥後国転封に際しても八代・熊本の問題として継続するのである。

第2章 細川氏の肥後入国

寛永9年（1632）、加藤家は改易となり肥後国は細川忠利が拜領することとなった。忠利が肥後国替えを伝えられた翌日に忠興は、江戸城に登城し家光より忠利の国替えを告げられた（10月5日忠興書状¹⁹）。10月12日の忠興書状に「八代之絵図給候、見申候、則返申候、我等所も一ツ御入候」とあるように、この時、忠興は自身の隠居城となる八代城の絵図を受け取っている。それを見てすぐに返し、自分にも一つ入り用を伝えている。ただし、この時点で忠興の居所が八代城になることは決定しておらず、幕府からの仰せを忠利に問い合わせている（「我々ひこにての居所の事も、其方へ可被申由、書付給候」）（10月12日忠興書状²⁰）。

忠利は10月12日帰国の暇を賜り、15日江戸を発した。また、忠興は、同14日に帰国の暇を賜り16日に江戸を発した。

なお、八代城はこの時点で幕臣の朝倉仁左衛門尉が預かっており、同月20日の忠興書状²¹には、「八代ニ朝倉仁左衛門尉被居候間、我々方道具を可遣かの由、尤ニ候へ共、左様之道具持不申候、其上八代へ私被遣候事、其方被申上ニ付被下候由 御意候間、御奉行衆之手前方ハ請取申間敷候、頼母を八代ニ被遣之由候間、頼母手前方我々ハ請取可申間、朝仁左衛門へも似合候程銀子可遣申事」とあることから、忠興は八代城が、家光の御意によってそもそも忠利に下されたもので、奉行である朝倉などから請け取ることはできないので、家臣の有吉立道（頼母）が一旦請け取り、有吉より自分が請け取ることを伝えている。つまり、この時は、忠興はあくまで藩主は忠利であり、八代城は支城であることを理解しており、隠居所の八代の入城には細心の注意を払っているのである。

忠興は、12月20日に熊本に入城し忠利の熊本有付を見届けた後、同日八代に向かい22日に安着した。八代城は加藤氏の重臣加藤正方が預かっていた城である。到着後、早速、忠利に対して「当地家何共勝手悪、住居かへ申ニ付²²」と八代の居所の不満と取り替えを行うことを述べている。

また、想像していた以上に規模が大きかったようで翌23日に忠利に対して、「城之普

請作事以下、右馬允（正方）身上二者事之外過ぎたる躰²³」とその様子を伝えている。

1 忠興の八代における隠居領の獲得

八代入城後、忠興は積極的に行動を行っており、明けて正月三日には忠利に対して「八代分領之さかいめニ、小川（肥後八代郡）と申在所御入候、我々先日通候而見申候、小川之在所之中ニ川御入候而、川きりニそなたとこなたと分領わかり候²⁴」と小川というところに川があったので、八代と熊本の境界になることを伝えている。また、球磨川の堤が切れた場合は八代の分領の知行の損害が大きいだろう（「其堤（球磨川堤防）きれ候へハ、八代分領之知行過分ニそこね候」）と推測している。この様に、隠居領として中津時代と同様に隠居領の掌握に余念がなかった。

ここで、忠興の八代知行地については同年2月20日の忠利宛の書状²⁵によれば、この段階で明確にはされていない。これによれば、忠興は過分の知行を取っているように江戸では噂があることを気にしている。八代の知行地を都合9万4070石計上しており、これは中津の隠居領3万7000石と明らかに異なる数字である。これは忠興の考えでは、八代知行地の合計は、五男立孝に3万石・七男興孝に2万5000石に分けて、城付の者の知行と自身の中津の隠居領と同等の3万7000石を合わせれば8万4070石余、これに側近の村上景則を入れれば9万4070石としている。忠興は忠利に対し、自分のものと思われるが、これを立孝と興孝に分けているので、自身のものではないことを將軍家光側近の稲葉正勝に伝えるように述べており、その結果忠興の隠居領は認められることになる。

なお、忠興の知行地3万7000石は益城郡にあり、同年5月22日付けの忠利宛の書状²⁶に、「益城郡之内、我々知行分三萬七千石之分、宗像清兵衛手前乃美主水・貴田半左衛門受取、今日廿二罷帰候、宗像も参候間、則絵図をも受取申候」とあるように、この時に忠利の側近の宗像清兵衛から忠興家臣の乃美・貴田両名が受け取っており、ここに忠興自身の隠居領が確定したのである。

2 忠興の八代城造作のはじまり

忠興の隠居領3万7000石の引き渡しはまだ確定していない4月11日、前年12月22日に「当地家何共勝手悪²⁷」と述べた八代城の作事が幕府奉行衆から許された（「作事ハ可仕由、御奉行衆乃御意之旨連判にて申来候²⁸」）ことを忠利に伝えている。しかし、これはあくまで作事部分であって普請ではない。しかし忠興は「土居石垣之儀者、来秋か来春申上候へ、必可相済由申来候」と以前の中津城と同じように隠居所である八代城の修築をはかっているのである。しかし、前述したように、慶長20年7月7日に出された武家諸法度（「元和令」）に「一、諸国居城雖為修補、必可言上、况新儀之構営堅停止事、城過百雉、国之害也、峻壘浚隍、大乱之本也」とあるように、城郭については修補であっても届けが必要で、まして「新儀之構営堅停止」と普請について幕府は警戒していた。しかし、忠興は以前の中津城の普請を行ったように計画をしているのである。

3 細川忠利の慶長20年の武家諸法度に基づく八代城の対応について

今までは、忠興を中心とした城郭普請について述べてきた。特に中津時代は武家諸法度

に関わらず普請を頻繁に行ってきた印象が強い。つまり、それは史料的な制約によるものかも知れない。しかし、細川氏が肥後入国後の史料は、忠興・忠利親子の往復書簡が城郭普請に関するも多くみられ、その内容を再現できることが多い。ここでは、前述したように武家諸法度についてどの様に細川忠利が理解していたかを八代城に焦点を当て考えたい。

寛永11年(1634)、忠興は八代城の中に新しい屋敷を建てることになり、そこに池を掘ることにした。この時は將軍家光の上洛により二人とも京にいた。

6月27日、忠利は、八代の忠興に次の様な披露状を送っている。

〈史料5〉寛永11年6月27日、佐方与左衛門尉宛、細川忠利披露状。²⁹

(前略)

一、今度八代新御作事所ニ、池を御ほり被成候哉、其段右ニ御年寄衆へも被仰遣候哉、去方より尋られ候由承候、朔日ニ伺公仕可申上候事、

(後略)

六月廿七日

佐方与左衛門尉殿

忠利は、忠興が八代城内の新屋敷の中に池を掘ろうとしているのを聞きつけ、幕府の年寄衆へ届けを出しているかどうか強く質問している。³⁰これに対する忠興の答えは次のように感情的なものであった。

〈史料6〉寛永11年6月27日、細川忠利宛 細川忠興書状。³¹

已上

書状披見候、八代新さくし所ニいけほらせ申候、少も城ノ用心ニ成事にて無之候、若さやうの事曲事ニ成事ニ候ハ、れうけんなく候、我等心へハもうとう城のようがいニ成事ならハ、仕ましきと計心へてい申候間、庭の内ニせんすいほり候事曲事ニならハ、さて何と可仕候や、御としより衆へ尋可申わけとハかやうに被申越候てもがってん不參候、以上

六月廿七日

三齋

越中殿

返事

忠利の質問に対し忠興は、これは作事の場所に池を掘らせることであって、城の用心のためではない。それが城の防備に関することであるならば行わないが、庭に泉水を掘ることがどうして曲事になるのか、またそれを年寄衆へ尋ねろとはまったく合点いかないと、不快感をあらわにしている。

またさらに忠興は次のような書状を送っている。

〈史料7〉寛永11年7月2日、細川忠利宛 細川忠興書状。³²

大かた池ノは、せはき所三間程、広キ所ハ四五間も候はんや、長サハ十六七間も可在之かと存候、ふかさハせいだけ、水之分ハふかさ三尺程にて候はんかと存候、いかにしても池之有所にてよく合点之參事と存候、已上

昨日申候、池之石垣之事よく存候大工、此度つれて上候間、尋申候処、弥石垣昨日申候外ハ無之由申候、乍去、今立申候家之縁かハ池之間四尺程在之ニ付、地震などの時あふなく候間、石垣をつかせ候て可然由、作事奉行申ニ付、見合能様ニ仕候へと、上候時、我々申たる由申候、此事一切覚不申候つる、大工よく覚たる由申候間、定而其分ニ申たる物と存候、然は少之事ニ候間、石垣出来可申と存候、か様ニ候ハ、無了簡候、くつし候ハ、却而悪敷可在之と存候、若石垣つかすニ其ま置候ハ、家ハくつれ次第石垣つくまじき由可申下と存候、昨日失念ニ而不申候間、只今申候、たとひ石垣有之とも卒度も要害ニ不成事にて候間、御尋被成程ニ候ハ、申わけはいか様ニも可仕と存候、恐々謹言

三齋

(花押)

七月二日

越中殿

進之候

この中で忠興の主張は、池の石垣について精通している大工の見立てによれば、以前より必要としている部分以外は石垣は特に必要ではない。しかし、今作事中である家の縁側と池の間に石垣を築かないと地震の時など危ないので、石垣を築くのが妥当である。もし石垣を築かずにそのまましておけば、家は崩れてしまうであろう。たとえ石垣を築く事になっても少しも要害でないので、年寄衆へ尋ねることは必要ないことであると、している。

〈史料6〉の段階から数日が経過しており、幾度かやりとりがあったと考えられるが、その中で特に池を掘ることにより石垣を築く必要性が生じており、それが〈史料5〉にあるように忠利が既に理解していた懸念材料であった。

しかし忠興はその忠利の懸念について意に介しておらず、追而書では池の規模を説明して忠利の理解を求めているといったありさまである。つまりこの時点では忠興は忠利の意見について全く納得をしておらず、城の要害では無いので良いのではないだろうかとの主張を繰り返すのみである。

これについて忠利は、なぜ年寄衆に相談が必要であるかを訴えている。忠利は次のようにその状況を説明し忠興の理解を得ようとした。

〈史料8〉寛永11年7月2日、魚住伝左衛門尉宛 細川忠利披露状。³³

御書頂戴仕候、八代池之事、昨日被仰聞外、御家之縁かハ四尺ほど在之付而、地震のため石垣をつかせ可然由、作事奉行申ニ付而、見合よき様ニ仕候へと被仰候由、大工能覚候由申候間、出来候て、其分石垣つき不申候ハ、石垣つくまじき由、可被仰遣由御尤存候、少も不苦儀と存候へ共、石垣ハ浜辺など塩堤さへ得御意被仕候様ニ、此ほど申候を承候、それも家屋敷之こし石垣之類は、又可被得御意事とハ不被存候、更共、とかく具ニ此度年寄衆へ承可置候、右御家之下四尺之石垣ハ、少も不苦儀は必定たるへく候へとも、何ほとも当御代ハ、三齋様など不謂所までも重被成候ほと可被成御満足候間、不苦所ニても、同は板などにて被仰付たるか、聞へ候ても可然様被存事候條、我等如此ニ申上付而、板ニ被仰付候と被仰遣候てハ如何御座候はん哉、不苦石垣ニても御崩被成候事ハ、何ほとも公儀

之聞え尤之様ニ被存候、此等之趣可有披露候、恐々謹言

七月二日

魚住伝左衛門尉殿

つまりここで忠利が問題としていたのは、石垣を築くという行為そのものであった。忠利の主張は、家と池の間に石垣を築くことは、確かに崩れることを防止する意味でも必要であるけれども、石垣を築くということは最近では浜辺の塩堤でさえ許可を得て普請していると聞いている。許可は必要ないとは思いますが、一応年寄衆に尋ねたらどうかと、忠興に配慮しながら石垣を築くことに対する注意を促している。さらに忠利は、今の御代は、忠興が些末なことだと考えていることでさえ慎重にすることが幕府に良い印象を与えることになる、忠興の理解を超えた幕府に対する忠利の慎重な対応が窺える。その具体的な対応として忠利は、自分の意見を聞いて石垣をやめて板で押さえたと報告した方がいいと説明している。また最後に石垣は崩れた方が幕府への聞こえは良いとまで言い切っている。

この忠利の政治的状況判断をとまなう諫言にさすがの忠興も納得する以外はなかったようであり、次のような返事をしている。

〈史料9〉寛永11年7月2日、細川忠利宛、細川忠興書状。³⁴

已上

二官早々給、満足申候、則返申候、せんすいの石垣之儀、はや留二遣申候、板にても可申付由、得其意申候、様子ハ面にて可申候、以上

七月二日

三斎（自筆）

越中殿

まいる

忠興は忠利の慎重な対応に全く納得いったようで、池の石垣を築く事は保留し板張りを申しつけ、「得其意申候」とその主張を受け入れている。このように忠興の幕府に対する感覚と、忠利のそれとは大きな間隙があったが、忠利の藩主としての意見を忠興は受け入れたのである。

また一方一連の流れの中で特に注目すべき所は、〈史料5〉で忠利が「其段右ニ御年寄衆へも被仰遣候哉」と忠興に詰問する箇所である。実際の城郭の普請・作事に対しては藩主である忠利が幕府に尋ねるべきところ、既に隠居している忠興自身が許可申請すべき事であると忠利は認識しているのである。このことにより、隠居した忠興のいる八代は、藩主忠利の権限を越えた存在である事が理解できる。忠興は確かに藩主である忠利をたててはいるが、実務においては、忠利は忠興の意見を聞き入れる必要があったのではないかと窺える。

結果的に忠興は、忠利の意見を聞き入れて許可を酒井忠勝に相談することにした。閏7月29日の忠利宛の書状³⁵によれば、「八代庭之池之事具ニ被仰上候、むさときた仕迷惑仕候間、起證を以讃岐殿（酒井忠勝）迄可申と、我々申候へ共、其迄ニ不及候、池之儀ハ少も不苦儀と被 仰候間、心安存候へと言傳之由、得其意候、讃岐殿へ猶々可申遣事」とある。八代城の池について、起請（証）を以て忠勝に申し上げようと思ったが、それには

及ばず、池のことは将軍家光が許可したということである。これは忠勝の取り成しがあった。この様に忠興・忠利親子でも武家諸法度の解釈には大きな差があることがわかり、武家諸法度については大名間でも理解の違いがあった可能性も高い。

4 武家諸法度の改訂と八代城修築

八代に池を掘ることに對し武家諸法度の規定について忠興親子が議論を重ねた翌年の寛永12年(1635)6月に武家諸法度は改訂された。これは、前回の慶長20年(1615)の法度とは異なり各大名に対して大きく歩み寄りをみせていた。この慶長20年の法度と寛永12年の法度の差違は、その後に出されるものとは異なりドラスティックな様相を呈していた。

このなかで特に注目できるのは、参勤交代の制度化と城郭統制の緩和である。この二点に共通するのは、今まで不分明であった慶長20年の法度が、寛永12年の法度により少なくともこの二点については明確となり、具体性をおびることで各大名が施行しやすい状況をつくりだしたことである。

まず参勤交代の制度化については既に吉村豊雄氏による先行研究がある³⁶。吉村氏によれば参勤交代の制度化は、細川忠利が徳川家光の「心安い」存在の永井直清(山城長岡藩)³⁷を介して幕府に献策を行ったからであるという。これは細川家と将軍家という信頼関係に基づくものであることは当然であるが、注目すべき事は幕府の重臣たちの意見ではなく一大名の意見が取り入れられていることである。つまりこれは幕府が大名に対する歩み寄りを看取できる。

寛永12年の武家諸法度のもう一つの大きな改訂は、城郭統制の緩和である。この箇所は前記の参勤交代の制度化に続く第三条に示された³⁸。

- 一 新儀之城郭構營堅禁止之、居城之隍壘石壁以下敗壞之時、達奉行所、可受其旨也、櫓堀門等之分者、如先規可修補事、

ここでは新しく城郭を造ることの禁止、堀・土壘・石垣の破損は奉行所に届けその意向を受けること、櫓・堀・門は今までのとおり修補することが出来るという、三つの内容について城郭統制の指針が示されている。慶長20年の武家諸法度と寛永12年の武家諸法度の城郭統制は、城郭の新築は禁止であるとか、修築については幕府の許可を受けることについては基本的には同じであるが、いくつかの相違点を有する。

藤井氏によれば慶長20年の法度と寛永12年の法度は次の三点で変化が見られるという³⁹。第一に慶長20年の法度では居城修築については「必可言上」と将軍に対しての届け出を義務としているが、寛永12年の法度では「達奉行所」としており、届け出先を「奉行所」=老中していること⁴⁰。第二にその許可主体が慶長20年の法度の将軍から、寛永12年の法度に「達奉行所、可受其旨」とあるように、老中の専管事項となっていること。第三に慶長20年の法度では明確な規定を持たない作事部分の規定が、寛永12年の法度では「櫓・堀・門」と具体性をもっており、修築に関しては幕府の許可が無くて良いことを示しているという。

これらの研究を前提としながら、寛永12年の武家諸法度の内容について、大名家である細川氏はどう理解していたかが寛永17年（1640）の八代城の城郭修築に内容をみることができる。

この段階で慶長20年の武家諸法度の改訂を忠興、忠利父子がどう理解していたかを作事に関してみていくことにする。

〈史料10〉寛永17年7月28日、細川忠利宛、細川忠興書状⁴¹

以上

当地大天主と小天主との間ニ、かハラふきの堀七八間程前御入候つる、其堀根くさり候て、下の堀くつれ、上ハ其まゝつゝきて御入候つるを、我々当地上りさまニ、上之かハらのやねハ其まゝ置、下をよしかきにてかこい候て置候つる、今度之留守之間ニ、上之かハラふきのやねもくつれ候ニ付、下のよしかきもくつれ候、今二三間ほところひかゝりなから、かハラおほひも其まゝ御入候、是にてむかしの堀之高サハかくれもなく候、是を一さうニ、堀をくつし候て置申度候へとも、石垣ひきくのゑニ御入候ニ付、堀のかたより上り、大天主之かたの堀を切やふり候へは、道具置候所へ其まゝ上り候を、二ツの天主之間にて候へは、余所より見付候事一切不成候條、昔のことく堀をつけさせ申度候、か様之事も不得 御意候てハ不成事にて候はん哉、前から有所之そこね候分ハ、何も修理させ申候、如何候はん哉、為談合申候事、

一、本丸へはいり候所之らんかん橋も、悉くさり落候て、今ハ通路無之候、我々居候丸のかたよりうらの門へはいり候道ならてハ無之ニ付、それハ要害ニならぬ事ニ候間、橋をかけさせ申候、右之堀も橋同前之事ニ候へ共、余所より之見ばちかい候様ニ候間、為談合申候事、

一、氣之わるき内ニ、か様之儀申候事、何よりかよりどくにて候と存候へ共、せんかたなく候故、乍迷惑申候事、

一、何もし候て臥りて計居候へは、余徒然ニ而、是も又どくと覚候ニ付、前之数寄屋我々居間之前にて候ゆへ、庭せはくきうくつニ候つる間、くつし候て、かまハぬ所ニ数寄屋之なわはり一昨廿六日より申付候、不断数寄屋申つけ候つる大工・かべぬり、江戸へ遣候、大略隙明候而、五六日之内ニハ当地へ可戻つもりにて候、此もの共帰り候て申付候ハ、八月下旬ニハ可為首尾候、然ハ其比壺をも取下、口を切可申と存候、若当地へ被見回候ハ、則其数寄屋初ニかこひを見せ、口を切度候、其心得候而、此御返事ニ可承候、差合候事候ハ、打置可申候、恐々謹言

三斎

七月廿八日

宗立○（ローマ字青印）

越中殿

進之候

最初〈史料10〉は、八代に在住の忠興が熊本にいる忠利に宛てた書状である。それによれば以前から八代（当地）の大天主と小天主の間の瓦葺きの堀が破損しつつあったが、出府の間に（今度之留守之間ニ）破損状態がさらに深刻となった。これに関し元のように

塀を付け直すことについて忠興は「か様之事も不得 御意候てハ候はん哉、前から有所之そこね候分ハ、何も修理させ申候、如何候はん哉、為談合申候事」と不快感をあらわしている。忠興にとっては八代城内の一部を作事とはいえ復旧することに対して、前述のように、以前の寛永11年(1634)に同城内の池造作の際、忠利から諫められた経験から、城の修補に関してはかなり神経質になっていることが窺える。

また本丸に入る所の欄干橋も腐れ落ちて通路が今はない、それは要害になることではないので橋を架けさせた。この前に書いた塀のこともこの橋と同じではないだろうか、しかしこれは他所からの見栄えが変わってしまうからどうであろうか、と尋ねている。

このことから忠興の作事に対する認識は次の三点である。一つは、作事は普請とは異なり基本的には各大名の裁量によること。二つは、作事箇所が明らかに要害でなければ作事が可能であること。三つは、作事可能な箇所は、他所からの見栄えに左右されることである。

それ故、忠興は石垣部分と直接関係ある塀の作事については、「二ツの天主之間にて候へは、余所より見付候事一切不成候條」と見栄えは変わらないことを主張しているが、忠利に相談するという慎重な態度を示している。つぎに欄干橋については、作事でしかも要害ではないと述べているが、見栄えが異なることを危惧している。

この忠興の書状に対してその日の内に忠利は次のような回答を送っている。

〈史料11〉寛永17年7月28日、中沢一楽宛、細川忠利披露状⁴²

御書頂戴仕候、

一、大天主と小天主との間之塀ことゝく損し候而、御不自由成由、又本丸へ御出被成候らんかん橋之事、か様之儀は、得 御意候に不及可申付由、御法度書ニ御座候ニ付而、熊本なども、左様之所ハ御法度書のこたく申付候、何之国も其分と承候、無御氣遣可被仰付候儀と奉存候、

一、御気わろき内ニも、御せんかたなく被仰越由、御尤ニ、左様ニ可有御座と奉存候、

一、御数寄屋御なわはり被仰付、八月下旬ニハ首尾可致候、御壺も御取下シ可被成候條、其刻伺公仕候は、御数寄屋初之御口切可被成之由、忝目出度奉存候、何時ニ而も、御壺下次第被仰聞候は、致伺公可申上候、内々御見回ニ、御草臥やみ可申刻、可致伺公と存候処ニ、別而忝奉存候、此等之趣宜有披露候、恐々謹言

七月廿八日

(中澤) 一楽

忠利からの返事は、忠興の危惧ほどではなかった。大天主と小天主の間の塀の作事と欄干橋の作事は御意を得ることは不要であり、それは法度書にも明記されており、熊本でもそのようにしているし、他国のでもそのようにしており、心配は無用であると回答をしている。藩主として武家諸法度に精通している自信が窺える。また、忠興が「気之わろき内ニ(中略)乍迷惑申候」と精神的に追い込まれている表現も、「御せんかたなく被仰越由、御尤候」と心遣いをみせている。

この忠利の披露状に対し、忠興は安心したようで、次の様な返事を翌日に送っている。

〈史料 12〉寛永 17 年 7 月 29 日、細川忠利宛、細川忠興書状。⁴³

以上

昨日、数寄屋出来候ハ、茶を可進と申候為礼、示預候、先書ニも如申候、八月下旬ニハ、数寄屋出来可仕と存候、其時分はからひ、壺共取寄可申候、下著次第自是左右を申、かこひにて一服可申候、次ニ小国之鮎之鮎一桶給候、あけて（見脱力）申候、事々敷大キ成事ニ候、則たへ申候へは、味も勝候、一入満足ニ候、又くつれ候所々の作事之儀、談合申候へは、か様之事ハ得 御意候ニ不及、其元ニも被仕候、世上も其分之由、心安存、そろゝと可申付候、猶期後音候、恐々謹言

三齋

七月廿九日

宗立〇（ローマ字青印）

越中殿

御返事

つまり忠興は、崩れた箇所的事については御意を得る必要はなく、また世間的にも問題はないという忠利の意見を確認することで、「心安存」と安堵の感想を述べている。忠興の書状で注目すべき部分は「くずれ候所々の作事之儀」とあるところである。前日の書状〈史料 10〉にみるように、この段階では特に塀の工事については、石垣も関係することから、作事であると明確な判断をしておらず、その結果「作事」という言葉をあえて使用せず、「修理」という曖昧な表現を用いることで忠利の判断を確かめている。その結果忠利より問題なしとの返事を受け取り「所々作事之儀」という表現をすることが出来たのである。

これら忠興・忠利父子の書状類のやりとりをみれば、寛永 12 年の武家諸法度の作事部分の緩和については、忠興は認識としてはあったが、具体的な判断基準を持たなかった。だから工事の内容について、御意を得ることの不快感を忠利に顕わにしたのである。それに対し忠利は法度の改正について理解が深く、忠興の書状に対して即日返事を行えたのである。

このことは寛永 12 年の法度改正が浸透しており、〈史料 11〉の「何之国も其分と承候」とあるように、多くの大名の中に具体的な認識として広まっていることを示している。また前述のように寛永 11 年、八代城の池の作事を行おうとした時期と大きく時代が変化していた。すなわち寛永 12 年の武家諸法度の改訂は、この寛永 17 年の段階幕藩関係において確実に浸透しており、その結果各大名の城郭作事については幕府の承認を全く必要とせず、自由裁量の余地が大きくなっている。つまり少なくとも城の修補に関して幕府は大名側に具体的な歩み寄りをみせていたといえるのである。

5 忠興の隠居領としての八代城

寛永 15 年（1638）2 月 28 日の原城落城により天草・島原の乱は終結した。この後の 3 月 10 日に熊本に帰った細川忠利は、兼ねてから懸案の熊本城の普請に関して逡巡していた。4 月 5 日に江戸にいる光尚に「熊本普請之事、右豊後殿迄申入つる、然共、上様御煩ニ付、急申事ニ無之候間、不申付候、又島原事之内ハいかゝと、延引申候間、人数も草臥候條、いかにも人少なニ而そろゝと可申付候」という内容の書状を送っている。⁴⁴

これによれば、熊本城の普請を幕府老中の阿部忠秋（豊後殿）に申し入れたが、将軍家光（上様）が病気であるから急に申しつけるとは出来ない。また島原一揆の直後なのでそれが収束するまでいかがと思うので延引する。その上に、人々も疲弊しており、携わる人数が少ないのでゆっくり申しつけた。

また、同書の続きに「ほと隔り候て普請仕候ハ、御失念も可在之候間、此段豊後殿へ可申候、さて、讃岐殿・大炊殿へも可申入候、何とそ替儀御申候ハ、可被申越候事、此段播磨殿江戸へ御越候ハ、御物語可被申候」とあることから、普請の延引に対して、正式な許可であることを失念されないように忠秋を始めとして酒井忠勝（讃岐殿）や土井利勝（大炊殿）にも申すようにしている。

この直後、忠利は幕府上使の松平信綱と戸田氏鍬が逗留していることについて「伊豆守殿・左門殿逗留ハ、島原・天草之御仕置、又百性武具など被成御取、又国々ニ石垣など残候古城などハ、石垣をのけ候へなど⁴⁵の御用と、下々沙汰仕候」（4月12日忠利披露状）と下々の噂を聞きつけている。この中で注目されるのは「国々ニ石垣など残候古城などハ、石垣をのけ候へ」と石垣の古城の破却を目的のひとつにしているのである。この様に、忠利の中では一揆の後始末に追われて忙しい日々を送っていた。

このような多忙な時期に、江戸在府中であった忠興は忠利に多くの要求をしているようで、憤慨した忠利は同じく在府の嗣子光尚に次のような書状を送っている。

「さぬき殿へ被参候て可被申ハ、三斎よられ物ことかんにんせいな事多御さ候はん間、心まニ御さ候ハ、御いけん被成可被下よし可申候、きやうたいの事ニハ、色々わけ御さ候、知行など、むさとおしむわけにてハ、無御座候」

忠利の憤慨の元々の発端は、自らの八代の隠居領を五男立允に譲ろうと画策していたことである。立允は、忠利の年の離れた弟で、忠興の隠居領継承問題につながる重要な人物である。忠利は、忠興が物事に堪忍精が無い事が多く、幕府重臣の酒井忠勝（さぬき殿）に意見をしてもらおう交渉を頼んでいるのである。ここで忠利は「兄弟のことであるから、色々訳がある、しかし、知行については無分別に惜しんでいるわけではない」と主張している。

また、さらに忠利は次の様につづける。

「まして八代をふしんなど被仕たキと申事、又ハ、新く城なとり立たキと被申候ハ、せひとも不入事と、かたく被仰候て可被下候、かやうの事申上候ハ、我々こそ可申上事にて候、かやうの事不成候ハ、八代を所かへ可被仕と可被申候、これも不入事にて候」

ここでの、忠利の主張は、この様な状態でまして八代城の普請や新城の建設は要らざること、また、不可能であれば八代を所替とも主張しているが、これも要らざるとしているのである。

この書状から分かることは、八代城の普請が単なる普請ではなく、隠居領を立允に継がせるためという藩内が分裂する要因であることを忠利は認識していたのである。

6 幕府による八代城の認識

前述したように八代城普請申請は単なる普請許可を求めているものではなく、そこには細川藩の分裂を意味していた。では、幕府はどのような八代城についてどのような認識で

いたのであろうか。同じく忠利が江戸在府の光尚に宛てた同年9月15日の書状を見てみることにしよう。

「三齋ハきれいすきニ而候間、則寄候石にてつきさしをつきたく可被存候と被申上候へバ、丹後殿を御よびかけ候て 上意ニハ、惣別一国一城ニ而候、八代之儀ハ、先三齋被申上候やうに計返事可仕との 上意ニ而候間、熊本さへ丈夫ニ候ハ、八代ハ普請不入事と思召と推量申候間、必八代之城ふしん不入事ニ而候間、其心得仕候へと御申渡候」

忠利が、必要以上に八代二ノ丸の家普請をしようとしているのを、「三齋ハきれいすき」と揶揄している。將軍家光側近の稲葉正勝は、上意には、「惣別一国一城」あるから、八代は忠興が申請した部分だけはおこなう事となっている。また、熊本城さえ丈夫であれば八代城の普請は必要ないと考えているからだ。

ここにある「一国一城」という概念が認められる。これについて「一国一城」という概念について、福田千鶴氏は、この史料をもとに「諸国城割令を一国一城令とみなす早い例」としている⁴⁷。しかし、稲葉正勝は寛永11年(1634)正月25日に死去しており、この書状の追而書に「八代普請無之様ニ仕わけハ、小田原ニ而我等ニ、丹後殿御申渡候」とあることから、前年に家光の命により小田原で養生していたころに伝えたものと考えられる。そうであるならば、この八代家普請は、忠利熊本入国の直後の考えであることがわかる。このことから、中津の例をもって忠興の隠居城は幕府から警戒されていたのである。

このことは、細川家と幕府年寄には引き続き言い伝えられたようで、寛永16年(1639)9月2日付の酒井忠勝宛の「光尚様御直筆之口上書之控」には、「稲葉丹後守殿存生之時、越中ニ被 仰渡候ハ、熊本之儀ハ居城之事ニ候間、勝手よく越中心俣ニ普請なども可申付候、八代之儀者はしろの儀ニ候へハ、普請など仕事不入之由 上様御内意之由ニテ丹後殿越中へ被 仰聞候（「光尚様御直筆之口上書之控、八月卅日ニ讃岐殿へ私参申候口上之覚」とあり、熊本城は忠利の居城であるから、勝手に普請するのは構わないが、八代は支城（端城）であるから普請はするべきではないとしている。つまり、忠利の熊本城に関しては驚くほど寛容であるが、忠興についてはそうでないことが理解できる。

おわりに

戦乱が終わり一段落した時代に多くの支城は不要のものとなり、修復の費用は各大名たちにとって大きな負担となっていた。このような理由から、従来の研究は、藩の幕府に対する城郭普請許可申請の行程や城郭の修補そのものに焦点が当てられて論じられることが多かった。

本稿は、元和6年(1620)暮れに隠居した細川忠興が隠居城を中心として隠居体制を構築しようとし、その対応を藩主となった忠利が苦心している姿を述べた。

そこにあるのは、忠利が書状に「三齋ハきれいすき」と単に忠興を揶揄しただけではなく、八代隠居領では、忠利の弟立允の継承問題につながっている。これは細川藩の分裂を意味するのであった。前藩主が隠居して隠居体制を構築することは、細川家だけの問題ではない。これは、近世大名の多くが直面するものである。大名家において隠居体制もしくは隠居領は、すなわち藩の分裂という危険性を帯びていたのである。

正保2年(1645)閏5月15日、忠興が八代隠居領を相続させようとしていた立允が

死去した。31歳であった。忠興も同年12月2日後を追うように八代で没した。83歳であった。これにより八代城を中心とした八代隠居領は消滅し、翌年筆頭家老の松井興長が八代城を預かることとなった。

後注

- 1 『大日本近世史料細川家史料（以下『細川』）』十二、九三一。
- 2 大名たちはこの限られた情報によって、必要以上に支城破却をするものと、領国経営に合わせ形式的に破却するものに分かれていた。また、大名によっては、支城破却をむしろ積極的に受け入れることにより家臣団統制に利用している。(花岡興史「江戸幕府の城郭政策にみる『元和一国一城令』」『熊本史学』97号、2013)。
- 3 『細川』十四、一二三四。
- 4 『細川』十四、一二六九。
- 5 『綿考輯録』第四卷 忠利公（上）出水叢書1989年、51頁。
- 6 『綿考輯録』第三卷 忠興公（下）出水叢書1989年、103頁。
- 7 『綿考輯録』第三卷 忠興公（下）出水叢書1989年、106～107頁。
- 8 藤井讓治『幕藩領主の権力構造』岩田書店、2002年、318～319頁。
- 9 これについては、藤井同書316～317頁を参考にした。
- 10 『細川』一、一五三。
- 11 『細川』一、一五七。
- 12 『細川』一、一六三。
- 13 『細川』一、二九一。
- 14 『細川』一、三〇一。
- 15 『細川』三、七一九。
- 16 稲葉継陽『細川忠利 ポスト戦国時代の国づくり』吉川弘文館、2018、90頁。
- 17 稲葉同書、90～92頁。
- 18 稲葉氏は中津御藏納分について断片的な記述から推測し、「その領域は下毛郡にある中津城周辺にまとまっていたのではなく、下毛郡、上毛郡、築城郡、国東郡、規矩郡とうに分散していたことは確かだ」としており忠利の権限が及ばない地域が分散していたことが分かる。稲葉氏同書、93頁。
- 19 『細川』四、九九六。
- 20 『細川』四、一〇〇四。
- 21 『細川』四、一〇一〇。
- 22 『細川』四、一〇二〇。
- 23 寛永9年（1632）12月23日、細川忠興書状、細川忠利宛（永青文庫蔵）、（『平成24年度秋期特別展示会 八代の歴史と文化 22 入城400年記念 八代城主・加藤正方の遺産』2012年、八代市立博物館未来の森ミュージアム）。
- 24 『細川』五、一〇二三。
- 25 『細川』五、一〇六五。
- 26 『細川』五、一一〇二。
- 27 『細川』四、一〇二〇。
- 28 『細川』五、一〇八四。
- 29 『細川』十一、七二九。

- 30 山本博文『江戸城の宮廷政治』読売新聞社 1993年、145～147頁。
- 31 『細川』五、一一九八。
- 32 『細川』五、一一九九。
- 33 『細川』十一、七三〇。
- 34 『細川』五、一二〇〇。
- 35 『細川』五、一二五七。
- 36 吉村豊雄「参勤交代の制度化についての一考察 寛永武家諸法度と細川氏」『文学部論叢』第29号史学篇 熊本大学文学会、1989年。
- 37 高木昭作『江戸幕府の制度と伝達文書』角川書店 1999年、81～114頁。この中で高木氏は、家光は中根正盛をとおして、永井直清らの「心安い」大名との間に「内証」の関係を設定したいという意思があったとする。
- 38 『御触書寛保集成』四。
- 39 藤井譲治『幕藩領主の権力構造』岩波書店 2002年、310～313頁。
- 40 白峰旬氏はこれについて、『国史大事典』（12巻、吉川弘文館、54頁）を引用して、「江戸時代初期、老中制度の成立期には、のち老中にあたる年寄を奉行または奉公人とも称した」としている。
- 41 『細川』七、一六三四。「部分御旧記 城郭部」細川家史料、熊本大学寄託永青文庫蔵（以下「部分城郭」と略す）にも同様の文あり。
- 42 『細川』十三、一〇三五、「部分城郭」。
- 43 『細川』七、一六三五号。
- 44 『細川』十四、一二三四。
- 45 『細川』十二、九三一。
- 46 『細川』十四、一二五〇。
- 47 福田千鶴『城割の作法 一国一城への道程』吉川弘文館、2020年、171頁。
- 48 「部分御旧記 御書附并御書部」『熊本県史料』近世編第一、一九六五年、三〇二～三〇三頁。

八代城跡出土巴紋軒丸瓦について

八代市経済文化交流部文化振興課
山内 淳司

はじめに。

八代地域を治めた八代城は、中世八代城(古麓城跡)、織豊期八代城(麦島城跡)、近世八代城(八代城跡)の歴代3城が存在する。三つの八代城と麦島城の瓦を焼成した平山瓦窯跡、そして八代城代を務めた松井家の墓所(松井家墓所)は、2014(平成26)年3月に国史跡「八代城跡群 古麓城跡 麦島城跡 八代城跡」に指定された。

三つの八代城のうち、城郭建造物に瓦が葺かれていたのは、麦島城跡と八代城跡である。麦島城跡は1588(天正16)年に築城された後、1600(慶長5)年の関ヶ原の戦いによる城主交代、1619(元和5)年の地震による崩壊まで30年あまりの存続期間であることから後世の改変をあまり受けておらず、九州における城郭研究の指標となる城跡である。

平成の時代に、都市計画道路建設やシルバー人材センター建設等に伴い、麦島城跡の本丸、二の丸及び三の丸において8,000㎡近い面積の発掘調査が実施され、石垣や礎石建物跡ともに、多くの瓦資料が出土した(八代市教育委員会 2006)。

その麦島城跡に葺かれていた瓦は平山瓦窯跡で焼成されていたことが判明しており(熊本県教育委員会 1995)、瓦供給地と需要地との出土資料を対比することが可能である。

今回、八代城跡二の丸の発掘調査によって、八代城跡で使用されていた瓦類が出土した。このうち、両城跡出土遺物で共通する軒丸瓦は巴紋軒丸瓦である。そこで、八代城跡出土巴紋軒丸瓦と麦島城跡出土巴紋軒丸瓦との比較をとおして、天正から江戸時代末に至る巴紋軒丸瓦の変遷を考察してみたい。

1. 麦島城跡出土軒丸瓦の分類

麦島城跡の発掘調査では、Ⅰ～Ⅵに分類される軒丸瓦が出土している。Ⅰ類は菊花紋軒丸瓦、Ⅱ類は蓮華紋軒丸瓦、Ⅲ類は桔梗紋軒丸瓦、Ⅳ類は酢漿草紋軒丸瓦、Ⅴ類は「天」銘軒丸瓦、Ⅵ類は巴紋軒丸瓦である。このうちⅠ類は関白豊臣秀吉の瓦であり、Ⅰ類及びⅡ類は一種類のみである。

Ⅲ類は関ヶ原の戦い後に麦島城主となった加藤清正・忠広の家紋瓦であり、桔梗紋周囲の珠文の有無によりA・B類に細分される。また、Ⅳ類は麦島城代加藤正方の軒丸瓦であり、酢漿草紋の花弁間の紐の有無と一条線、珠文の有無により、A・B・C類に細分される。

なお、Ⅴ類は1点のみの出土例であり、麦島城跡以外の出土例は管見に触れない。

さて、麦島城跡で出土したⅥ類の巴紋軒丸瓦は、瓦当のサイズ、周縁の幅、巴の巻き方向、巴頭のつくり等により、34種類に細分類される。巴紋軒丸瓦の製作には様々な范が用いられており、数多くの工人集団が製作に関わったことが考えられる。

以下に、麦島城跡出土巴紋軒丸瓦の分類と示準資料を示す。麦島城跡出土軒丸瓦の大半は巴紋が左巻きであり、珠文の数は8～28まで広範に渡るが、概ね16個に収斂していることがうかがえる。

型式	巴の巻き方	珠文の数	型式	巴の巻き方	珠文の数	
VI	A-a-16類	右巻き	16	R-b-16類	左巻き	16
	B-b-18類	左巻き	18	T-a類	右巻き	不明
	C-b-12類	左巻き	12	U-a類	右巻き	不明
	D-b-9類	左巻き	9	V-b-17類	左巻き	17
	E-b-8類	左巻き	8	W-b-14類	左巻き	14
	F-b-12類	左巻き	12	X-b-16類	左巻き	16
	G-b-16類	左巻き	16	Y-b-16類	左巻き	16
	H-b-12類	左巻き	12	Z-b類	左巻き	不明
	I-b-9類	左巻き	9	a-b類	左巻き	不明
	J-a-13類	右巻き	13	b-b類	左巻き	不明
	K-b-17類	左巻き	17	c-b類	左巻き	不明
	L-b-12類	左巻き	12	d-b類	左巻き	不明
	M-b-16類	左巻き	16	e-b類	左巻き	不明
	N-b-15類	左巻き	15	f-b類	左巻き	不明
O-a-28類	右巻き	28	g-b類	左巻き	不明	
P-b-16類	左巻き	16	h-a類	右巻き	不明	
Q-b-16類	左巻き	16	i-b類	左巻き	不明	

表 1 麦島城跡出土巴紋軒丸瓦分類表

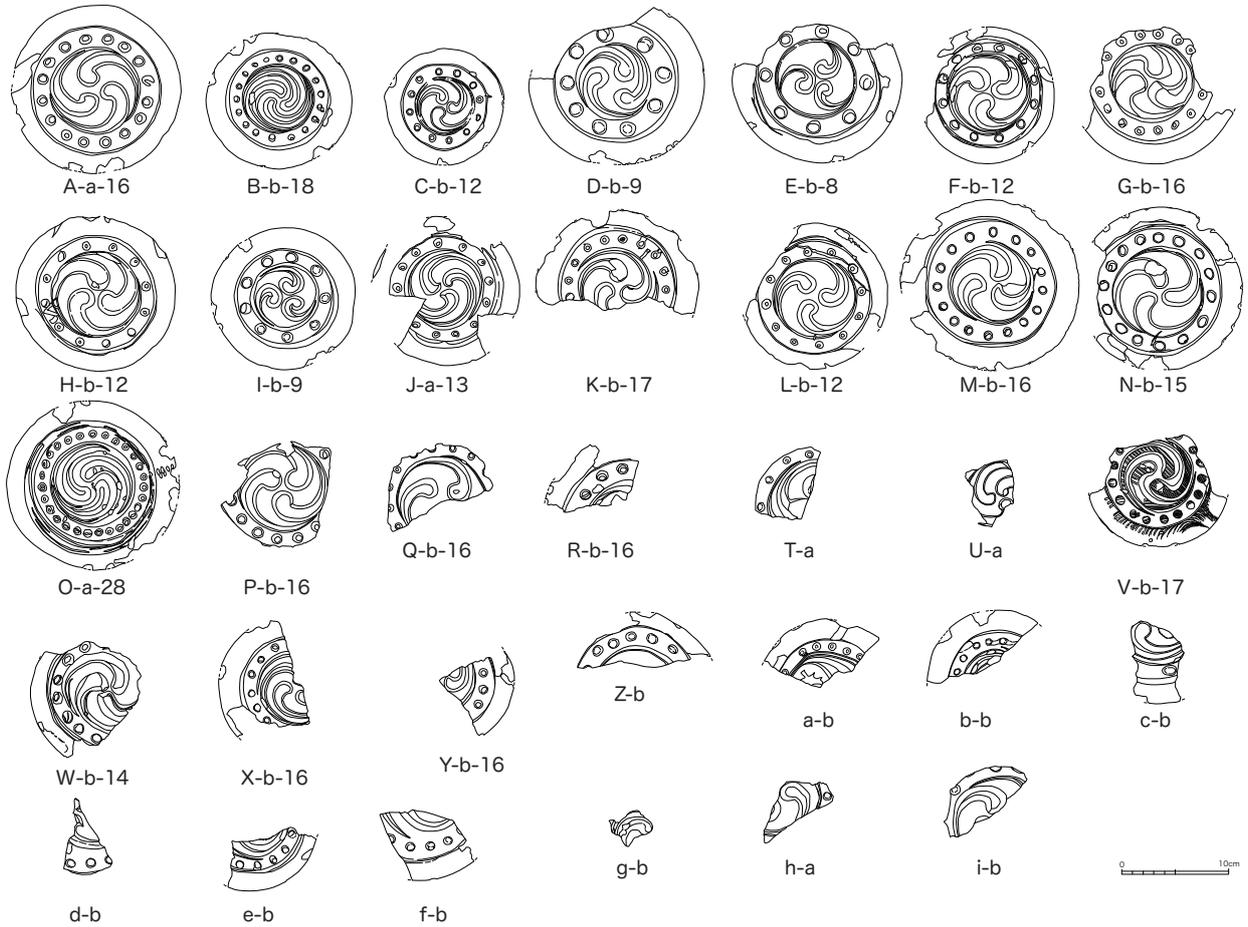


図 1 麦島城跡出土巴紋軒丸瓦形式分類実測図

2. 八代城跡出土巴紋軒丸瓦の分類

八代城跡の発掘調査では、2種類の巴紋軒丸瓦が出土している。瓦当部分が明瞭に確認できるものは2点であり、八代城跡出土軒丸瓦はいずれも巴紋が左巻きで、珠文は8個を数える。ただし、No.52とNo.56は周縁の幅に差異があると同時に巴頭部分の作りと間隔が異なる等、別の瓦当型を用いて製作されており、異なる型式の巴紋軒丸瓦である。

また、瓦当の一部が残存するのみであるが、No.54はNo.52と同類、No.53はNo.56と同類である。

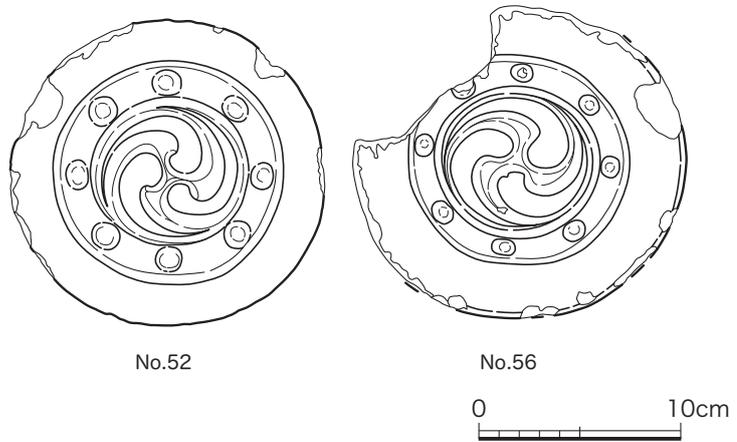


図2 八代城跡二の丸出土巴紋軒丸瓦実測図

3. 麦島城跡出土巴紋軒丸瓦と八代城跡出土巴紋軒丸瓦の比較

麦島城跡で出土した巴紋軒丸瓦のうち、珠文が8個を有する型式はE-b-8類のみである。E-b-8類の瓦当は直径約16cm、周縁の幅約1.6cmを測る。巴紋は左巻きを呈し、巴頭は直径1.0cm、高さ0.5cmの断面台形状を呈する。巴頭同士が接するような配置がなされているが、巴尾は次の巴頭と接せず、次第に細くなる。周縁に沿って8個の珠文が配置されている。このE-b-8類は、平山瓦窯跡では未出土である。

八代城跡で出土した巴紋軒丸瓦のうち、No.52の瓦当は直径約15cm、周縁の幅約2.1cmを測る。巴紋は左巻きを呈し、巴頭は直径1.5cm程度、高さ0.8cm程度の蒲鉾型を呈する。巴頭同士は接しておらず、巴尾も次の巴頭と接していない。周縁に沿って8個の珠文が配置されている。

No.56の瓦当は直径約16cm、周縁の幅約3.1cmを測る。巴紋は左巻きを呈するが、巴頭間は互いに離れており、巴尾は次の巴頭と接することなく次第に細くなって一条の突線を呈する。周縁に沿って8個の珠文が配置されている。

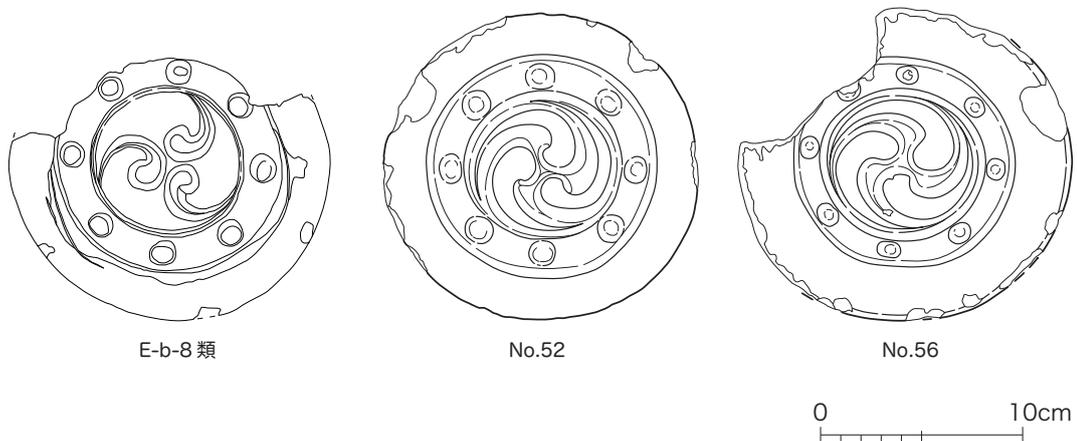


図3 麦島城跡出土巴紋軒丸瓦及び八代城跡出土巴紋軒丸瓦の比較

3点の巴紋軒丸瓦は互いに巴紋の構造が異なっており、別の范で製作されたものである。管見に触れる限り3点ともに平山瓦窯跡で出土しておらず、特にNo.52及び56は別の窯跡で焼成されたものと判断される。

おわりに。

これまでの調査で、麦島城跡の瓦を焼成した窯跡は平山瓦窯跡であることが確認されているが、現時点において八代城跡の瓦を焼成した場所は特定されていない。

1619(元和5)年の地震で麦島城跡が崩壊した後に八代城跡が移転・再建された際、麦島城跡の石垣石材や櫓等の建造物の部材が八代城築城に転用されたことが発掘調査によって確認されており、屋根瓦についても麦島城跡の瓦が転用されたことが想定されていた。

しかし、今回の八代城跡二の丸の発掘調査で出土した軒丸瓦の資料は僅かな点数であるが、麦島城跡、そして麦島城跡の瓦を焼成した平山瓦窯跡とは異なる范を用いて製作されていることを確認することができた。

八代城跡の軒丸瓦の大半を占めるものは、熊本藩主であった細川家の家紋瓦である九曜紋軒丸瓦と、軒丸瓦として一般的な巴紋軒丸瓦である。特に後者は織田信長の安土城築城以来一般的な城郭軒丸瓦として各地で用いられており、政権や大名毎の城郭間で同范・同類関係を辿ることで政経軍事上の動態をうかがい知ることのできる資料となる。

普遍的に城郭に用いられている巴紋軒丸瓦について、麦島城跡出土例と八代城跡出土例を比較することにより、麦島城跡を治めた小西行長及び加藤清正・忠広、城代加藤正方と、寛永年間に肥後に入国した細川氏とは瓦製作に用いた范や窯跡が異なっていたことを指摘し、本稿を収めたい。

参考文献・資料

- | | | |
|----------------------|-------|--|
| 熊本県教育委員会 | 1995 | 『松岡屋敷跡 平山瓦窯跡』熊本県文化財調査報告第150集 |
| 健康保険八代総合病院 | 1981 | 『八代城跡』 |
| 織豊期城郭研究会
大栄産業株式会社 | 2018 | 『続 織豊期城郭研究の新視点 付 織豊期城郭資料集成4』 |
| ・(株)有明測量開発社 | 2019 | 『八代城跡-建設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査-』 |
| 中井均 | 2002 | 「織豊系城郭の地域的伝播と近世城郭の成立」村田修三編『中世城郭研究論集』新人物往来社 |
| 八代市教育委員会 | 1975 | 『八代城跡 復元工事報告書』 |
| | 1980 | 『八代城跡 復元工事報告書 第2回』 |
| | 1981 | 『八代城跡 石垣修復工事報告書 第3回』 |
| | 1982 | 『八代城跡 石垣修復工事に伴う発掘調査・工事報告書第4回』 |
| | 2006 | 『麦島城跡-都市計画道路建設に伴う発掘調査』八代市文化財調査報告書第30集 |
| 八代市文化財保護委員会 | | |
| ・永御蔵発掘調査団 | 2014 | 『八代城跡-八代市指定史跡永御蔵跡- 店舗建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告』 |
| 山内淳司 | 2002a | 「麦島城跡出土の瓦について」『織豊城郭』第9号 織豊期城郭研究会 |
| | 2002b | 「麦島城跡発掘調査概要」『平成14年度九州考古学会発表資料集』九州考古学会 |
| | 2003a | 「麦島城跡の発掘調査-九州における初期織豊系城郭の構造-」『日本考古学協会2003年度滋賀大会要旨集』日本考古学協会 |
| | 2003b | 「熊本県八代市麦島城跡の調査と歴史的意義」『日本歴史』4月号 吉川弘文館 |
| | 2008 | 「麦島城 八代城」富田紘一編『定本 熊本城』郷土出版 |
| 山崎信二 | 2008 | 『近世瓦の研究』同成社 |

おわりに。

2016(平成28)年4月14日(木)・16日(土)に発生した熊本地震では、国史跡に指定されている八代城跡本丸の廊下橋門石垣とともに、八代市役所の本庁舎も被災した。当時文化振興課は本庁舎の三階西端の八代城跡本丸の高麗門正面に位置するスペースに入居していたが、震災後に入室すると西壁が大きくX字型に破砕しているのを目にした。熊本地震後は、被災者支援、震災復興を優先するために、業務も一時中断することとなった。執筆者、編集者の中にも被災した者がおり、未だに日常を取り戻していない者もいる。



八代市役所本庁舎3階文化振興課西壁の状況(2016年5月12日撮影)

そのような状況下で、庁舎の復旧計画の進捗とともに2017(平成29)年夏にあらためて調査体制を立ち上げ、新庁舎建設箇所の確認調査、発掘調査を実施し、本報告書を刊行することができた。その間、発掘調査に携わった一人一人が、報告書の作成を通して、熊本地震による被災を乗り越え、八代城跡二の丸の記録を後世に伝えようとの想いを共有し、全員がOne Teamとして一丸となって作業を進めてきた。本報告書が、震災を乗り越え、復興を進める一助となることを願ってやまない。本報告書で述べたように、八代城跡も度々災害等により石垣崩壊に憂き目に遭ってきたようである。発掘調査報告書としての役割に加え、過去の災害を知り将来に備えるための基本資料として本報告書を活用していただきたい。プロイセン王国首相であったオットー・フォン・ビスマルクが「愚者は経験に学び、賢者は歴史に学ぶ。」と述べたように、私達は災害の歴史について真摯に学ぶ必要がある。本稿とは別に八代地域の震災史については鳥津亮二氏の優れた研究業績があり、一読いただきたい。

本遺跡の発掘調査にあたり、九州大学の花岡興史氏や一般社団法人文化財科学研究センターの金原美奈子氏及び金原裕美子氏、株式会社葵文化の水吉優子氏から玉論を賜った。

この他、多くの先生方、学兄の方々にご助言・ご協力を賜り、関連資料、調査報告書等のご提供を頂いた。この場をお借りして謝意を表す次第です。

(文責：山内淳司)

報告書仕様

章見出し

ヒラギノ明朝 Pro W6、24Q

節見出し

ヒラギノ明朝 Pro W6、16Q

小見出し(カッコ数字等)

ヒラギノ明朝 Pro W6、14Q

本文

ヒラギノ明朝 Pro W3、14Q

Fig.・Table、Photo.

ヒラギノ丸ゴ Pro、13Q

表 紙

アートポスト紙 PP 加工 230kg

写真 図 版

アート紙 90kg

本文

上質紙、70kg

見返し

上質紙 厚口

入稿

Adobe InDesign CC 2020 による .indd 型式データ入稿

執筆器材等一覧

メイン器材

Apple© MacBook Air© (2019、8GB、512GBSSD)

macOS Catalina 10.15.2

レイアウト

Adobe InDesign CC 2020

作図・デジタル

Adobe Illustrator CC 2020

写真調整

Adobe Photoshop CC 2020

原稿執筆

Adobe InDesign CC 2020

表作成

Microsoft Excel 365 for Mac